

令和 6 年 1 2 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 1 2 月 1 0 日 開会

令和 6 年 1 2 月 1 7 日 閉会

浪 江 町 議 会

令和6年浪江町議会12月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（12月10日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	7
一般質問	15
紺野 豊君	15
松田孝司君	24
渡邊泰彦君	38
山本幸一郎君	52
散会の宣告	61

第 2 号（12月11日）

議事日程	63
出席議員	64
欠席議員	64
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	64
職務のため出席した者の職氏名	65
開議の宣告	66
議事日程の報告	66
請願・陳情の付託	66
承認第9号から同意第5号の一括上程、説明	66
延会について	82
延会の宣告	83

第 3 号 (12月17日)

議事日程	85
出席議員	87
欠席議員	87
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	87
職務のため出席した者の職氏名	88
開議の宣告	89
議事日程の報告	89
承認第9号の質疑、討論、採決	89
議案第93号の質疑、討論、採決	89
議案第94号の質疑、討論、採決	90
議案第95号の質疑、討論、採決	90
議案第96号の質疑、討論、採決	91
議案第97号の質疑、討論、採決	91
議案第98号の質疑、討論、採決	92
議案第99号の質疑、討論、採決	93
議案第100号の質疑、討論、採決	93
議案第101号の質疑、討論、採決	96
議案第102号の質疑、討論、採決	98
議案第103号の質疑、討論、採決	98
議案第104号の質疑、討論、採決	99
議案第105号の質疑、討論、採決	99
議案第106号の質疑、討論、採決	100
同意第5号の質疑、採決	100
発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	101
町長挨拶	102
閉会の宣告	103

浪江町告示第 2 0 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 6 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 6 年 1 1 月 7 日

浪江町長 吉 田 栄 光

1 日 時 令和 6 年 1 2 月 1 0 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1 番	武 藤 晴 男 君	2 番	紺 野 豊 君
3 番	吉 田 邦 弘 君	4 番	平 本 佳 司 君
5 番	小 澤 英 之 君	6 番	半 谷 正 夫 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	山 本 幸一郎 君	10 番	高 野 武 君
11 番	渡 邊 泰 彦 君	12 番	松 田 孝 司 君
13 番	佐々木 勇 治 君	14 番	山 崎 博 文 君
15 番	紺 野 榮 重 君		

不応招議員（なし）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 6 年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 6 年 1 2 月 1 0 日（火曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|-----|---|------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 4 | 行政報告 |
| 日程第 | 5 | 一般質問 |

出席議員（１３名）

1 番	武 藤 晴 男 君	2 番	紺 野 豊 君
3 番	吉 田 邦 弘 君	4 番	平 本 佳 司 君
5 番	小 澤 英 之 君	6 番	半 谷 正 夫 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	山 本 幸一郎 君	1 1 番	渡 邊 泰 彦 君
1 2 番	松 田 孝 司 君	1 3 番	佐々木 勇 治 君
1 5 番	紺 野 榮 重 君		

欠席議員（２名）

1 0 番	高 野 武 君	1 4 番	山 崎 博 文 君
-------	---------	-------	-----------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 栄 光 君	副	町 山 本 長 邦 一 君
副	町 成 井 長 祥 君	教	育 笠 井 淳 一 君
代 表 監 査 委 員	宮 口 勝 美 君	総 務 課 長 兼	津 島 支 所 長 兼
企 画 財 政 課 長	吉 田 厚 志 君	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	戸 浪 義 勝 君
産 業 振 興 課 長	蒲 原 文 崇 君	住 民 課 長	柴 野 一 志 君
住 民 水 道 課 長	木 村 順 一 君	農 林 水 産 課 長 兼	農 業 委 員 会 事 務 局 長
市 街 地 整 備 課 長	今 野 裕 仁 君	金 山 信 一 君	
介 護 福 祉 課 長	松 本 幸 夫 君	建 設 課 長	宮 林 薫 君
		健 康 保 険 課 長 兼	浪 江 診 療 所 事 務 長 兼
		仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長	西 健 一 君
		会 計 管 理 者 兼	出 納 室 長
		中 野 隆 幸 君	

教 育 総 務 課 長
鈴 木 清 水 君

生 涯 学 習 課 長 兼
浪 江 町 公 民 館 長 兼
浪 江 町 図 書 館 長 岡 秀 樹 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
中 野 夕 華 子 君
書 岡 本 ち り 君

次 今 野 長 雄 一 君

◎開会の宣告

- 議長（平本佳司君） ただいまの出席議員数は13人であります。
定足数に達しておりますので、令和6年浪江町議会12月定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平本佳司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により、会議録署名議員に、15番、紺野榮重君、1番、武藤晴男君、2番、紺野豊君を指名します。

◎会期の決定

- 議長（平本佳司君） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。
お諮りします。今期定例会の会期は、タブレット端末の格納のとおり、本日から17日までの8日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日から17日までの8日間といたします。
会期中の会議についてお諮りします。10日、11日及び17日を本会議とし、12日から16日までは委員会等のため休会といたしたいと思
います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。
よって、会期中の会議はこのとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

- 議長（平本佳司君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、タブレット端末の格納のとおりでござ
います。ご了承願います。

◎行政報告

○議長（平本佳司君） 日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 吉田栄光君登壇〕

○町長（吉田栄光君） おはようございます。

本日ここに、令和６年浪江町議会12月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

改めて、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

行政報告に先立ちまして、浪江駅周辺整備事業についてご報告をさせていただきます。

改めまして、当事業であります、浪江町の復興におけるシンボルの事業として令和３年度に着手し、当該年度末に浪江駅周辺グランドデザイン基本計画として取りまとめをいたしました。

計画を基に進めてきた過程では、町民の皆様をはじめとし、多くのご意見をいただき、国や県のご支援、議員の皆様のご理解、そして地権者の皆様のご協力を賜りましたこと、改めて深く感謝を申し上げます。

およそ11.6ヘクタール、250億円に及ぶ大規模事業となりますが、去る10月21日、浪江駅前の事業区域内において、基盤整備事業の起工式及び安全祈願祭を執り行いました。町、ＵＲ都市機構、横山・前田復旧・復興建設工事共同企業体が主催し、復興庁、国土交通省、福島県など、関係する80名ほどの皆様をお招きし、工事の安全を祈願いたしました。

持続可能なまちづくりを実現するためにも、当事業で創出するにぎわいを町全体に波及させてまいる所存であります。

それでは、９月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告をいたします。

まず、浪江町功労者表彰式についてご報告をいたします。

文化の日11月３日、株式会社如水において第52回浪江町功労者表彰式を執り行いました。式では、多年にわたり町政進展などに尽力された方々の功績をたたえ、特別功労表彰７名、功労表彰３名、復興功労表彰１名、善行表彰６名に賞状及び記念品を贈呈いたしました。

た。

次に、第50回衆議院議員総選挙について報告をいたします。

10月15日公示、10月27日投開票で行われた衆議院議員総選挙において、期日前投票をはじめ郵便による不在者投票、投票日当日からその後の開票まで、適正に執行されたところであります。

今回の選挙は、期日前投票所8か所、当日投票所5か所を設置して行い、また、選挙公報を全有権者に発送し、投票所の場所や受付時間の周知を図るとともに、町内においては、広報車及び防災無線を利用した周知活動による投票率向上に向けた取組を行っております。

小選挙区選出議員選挙の結果でございますが、当日有権者1万3,366名、投票者数6,065名、投票率45.38%となり、前回の投票率44.24%に比べ1.14ポイント上回る結果でありました。引き続き、有権者の皆様への周知や啓発、投票機会の確保に努め、投票率向上を図るとともに、適正に選挙を管理執行してまいります。

次に、防災に関する取組についてご報告をいたします。

10月4日、浪江町防災交流センター及び請戸川菰宿堰周辺にて大規模火災対応訓練が行われました。主催は福島県及び双葉地方広域市町村圏組合消防本部であります。防災交流センターに災害対策本部を設置し、私も本部会議での訓練に参加いたしました。

また、菰宿堰周辺において実施された県外の緊急消防援助隊による消防車両を使用しての放水訓練や、平成29年に発生した十万山火災での教訓を踏まえ、県内の各消防本部と自衛隊による山林火災用資機材を用いた消火活動が実施されました。

11月15日、本庁舎において、陸上自衛隊東北方面総監部が主催するみちのくアラート防災訓練を実施いたしました。当訓練は、4年に1度、東北6県の自衛隊、県庁、消防署、市町村による広域な大規模訓練であります。このたびは、地震発生などの状況付与に応じた災害対応をする図上訓練がメインで、福島県の新防災システムを活用し、各機関の通信連携を確認しました。

11月26日、防災交流センターにおいて浪江町防災会議を開催いたしました。関係機関、41名の委員が出席の中、浪江町地域防災計画の修正案について審議、承認をいただくとともに、防災に関する町や関係機関の取組について、情報共有や意見交換を実施しました。

今後も、関係機関の皆様と連携を密に、住民の皆様の安全・安心につながるよう、災害への備えを充実させてまいります。

次に、特定帰還居住区域の設定に向けた帰還意向調査の結果についてご報告いたします。

特定帰還居住区域の設定に向けた第2回目の帰還意向調査を8月より実施しておりましたが、12月2日時点で、対象493世帯のうち帰還意向ありが59世帯、帰還意向なしが89世帯、保留が69世帯、未回答が276世帯でございました。

今後は、本調査結果を基に、特定帰還居住区域復興再生計画の変更に向けた手続を進めてまいります。引き続き、帰還を希望される方々が安心・安全に生活できるように、除染をはじめとした生活環境の整備につきまして、国と協議をしながら丁寧に進めてまいります。

次に、復興・創生に向けた要望活動についてご報告いたします。

浪江町議会議長と共に、10月31日に伊藤復興大臣、11月1日に浅尾環境大臣、20日には江藤農林水産大臣、22日に原子力災害現地対策本部の大串本部長、30日に中野国土交通大臣がそれぞれ来町された際に、「浪江町の復興・創生に向けた要望書」を提出しました。

本要望では、復興財源の柔軟かつ十分な予算の確保と、当町の帰還困難区域の大部分を占める国有林を含めた森林の適切な管理方針を早期に示すことなどについて、それぞれ要望いたしました。

引き続き、議会とも連携をしながら、浪江町全域の避難指示解除の実現とさらなる復興加速化のため、要望活動に取り組んでまいります。

次に、復興計画【第三次】後期基本計画町民ワークショップの結果についてご報告いたします。

復興計画【第三次】後期基本計画の策定に向け、町民の皆様のご意見、ご提案をいただく場としてワークショップを開催いたしました。11月2日は浪江町内、16日には二本松市、17日にはいわき市においてそれぞれ開催し、延べ30名の方に参加をいただきました。

当日は、復興の基本方針である5つの分野において、「浪江町のいま」と「浪江町のこれから」について議論いただき、様々なご意見をいただきましたので、令和7年度中に策定する後期基本計画へしっかりと反映をしてまいります。

次に、総合健康診査についてご報告いたします。

9月2日から11月15日にかけて、19歳以上の方を対象に総合健康診査を実施いたしました。多くの方が総合健診の機会を得られるよう、県内各市9か所において延べ19回実施し、3,156名の方が受診しました。感染症対策のため事前に意向調査を行い、会場、日時を割り振ることで密を避けるとともに、待ち時間の短縮を図ったところであります。

また、総合健診の終了後に同会場にて40歳以上74歳以下の方に対

して声がけをし、保健師及び栄養士により、一人一人個別に健康指導を実施いたしました。2,196名の方が指導に応じてくださり、今後の生活における留意点、改善点などについて指導や助言、相談を行ったところであります。さらに、希望した136名の方を対象におくすり相談会を実施し、現役薬剤師が服薬やサプリメントの相談に応じました。

なお、県外に避難されている方につきましては、各都道府県の医療機関で受診ができる施設健診の案内を送付し、避難先においても健診の機会が損なわれることのないように対応しております。

引き続き、町民の皆様の健康維持・増進に努めてまいりたいと考えております。

次に、第27回NPO法人全国精神障害者地域生活支援協議会「全国大会 in なみえ大会」についてご報告をいたします。

当大会は、10月18、19日の2日間、浪江町地域スポーツセンターで開催され、全国から約200名の障害福祉関係者が参集いたしました。大会においては、精神障害福祉における状況報告や講演、また参加者による分科会が実施され、大会を通じて、改めて障害福祉行政の重要性を感じたところであります。

町としましても、復興の基本方針となっている「高齢者や障がいのある人も含め、全ての町民が、ふれあい、支えあう、地域社会の中で安心して活動できる、思いやりあふれるまち」を目指し、引き続き、誰もが暮らしやすい社会を実現してまいります。

次に、十日市祭及びなみえ水素まつりについてご報告いたします。

11月23日、24日の2日間、地域スポーツセンターにおいて十日市祭が開催され、名誉町民で民謡歌手の原田直之さんをはじめ、浪江町ゆかりの出演者によるステージイベントなどが行われ、およそ3万人の方々にご来場いただきました。当日は、東北五大焼きそばサミットも同時開催され、大変なにぎわいを見せました。

今後も引き続き、商工会をはじめ関係団体と連携しながら、伝統行事の継承と町内のにぎわい創出に努めてまいります。

さらに、併設イベントとして第4回なみえ水素まつりを開催し、町内で実証事業を行う事業者等と連携した取組の紹介や、水素で走る機関車や水素ロケット発射実験など子供向けのアトラクションを設け、多くの方々にご来場いただき、町内での水素利活用の理解普及に取り組みました。

今後も、水素社会の実現とゼロカーボンシティの実現に向けて、様々な機会を捉え、さらなる普及に取り組んでまいります。

次に、企業誘致に関する取組についてご報告いたします。

9月4日及び18日に、県内高校生を対象とした町内企業見学ツアーを開催いたしました。このツアーは、福島県内の高校生に浪江町の復興の様子や企業立地の事業内容を見学いただくことで、浪江町の魅力や町内企業の先進的な取組を知っていただき、町内企業への就職や町への定住につなげることを目的に実施したところであります。

9月4日は白河実業高校建築科の2年生20名、9月18日は勿来工業高校建築科の1年生38名を町内に招き、株式会社ウッドコアや會澤高圧コンクリート株式会社を見学したほか、震災遺構請戸小学校や道の駅なみえを訪れ、町の被災状況とその後の復興の歩みを感じていただきました。

参加した生徒からは、「震災による被災の甚大さへの驚きと、そこから復興している力強い町の姿を見ることができた」という意見や、「浪江の産業のすばらしさを知ることができ、今度は友達と一緒に来たい」という声が聞かれました。

今後も、町内企業の従業員確保に向け、学生が本町への理解を深める取組を進めてまいる考えであります。

また、10月10日、11日に福島イノベーション・コースト構想推進機構が主催する企業立地現地見学ツアーが開催され、浜通り12市町村へ進出を検討する14社が参加しました。

10月11日には、浪江町南産業団地及び棚塩産業団地を見学していただいたほか、道の駅において昼食と職員との意見交換を行っていただきました。ツアー後には、参加企業を職員が訪問するなど、ツアーをきっかけとした誘致活動を進めているところであります。

引き続き、魅力ある仕事づくりと町内での雇用の場の創出のため、企業誘致に取り組んでまいる考えであります。

次に、水素エネルギー普及の取組についてご報告いたします。

水素利活用の国際連携を進めているランカスター市とハワイ郡の政府団が、10月14日から10月19日に来日されました。

来日期間中は、町内の水素関連の取組をご視察いただき、いこいの村なみえにおいて水素関連事業者との意見交換を実施するとともに、郡山市で行われた再生可能エネルギー産業フェア「リーフふくしま」において3都市共同ブースを出展し、県内の多様なエネルギー関連事業者や来場者に対し、各都市や共同体での取組をPRいたしました。

また、同会場において、町の水素関連事業者等連絡会を開催し、多くの民間事業者の参加をいただき、水素利活用普及拡大に向けた意見を交換しました。意見交換会やリーフふくしまでのPR活動を

通じ、日米間の国際的なビジネスマッチングの足がかりとすることができたところであります。

引き続き、3都市との連携を軸として、民間企業なども含めた水素利活用推進の枠組みを広げ、水素社会実現を目指していくとともに、国際的社会の中で存在感を発揮できる取組を展開してまいる考えであります。

次に、農業に係る大学等の「復興知」を活用した人材育成基盤構築事業の取組についてご報告いたします。

10月5日、6日の2日間、東京農業大学の学生37人を対象に、視察研修とワークショップを行いました。

初日は、昨年3月末に避難指示が解除された津島地区を視察し、町民の農家の方々と、被災前の津島地域の様子やこれからの営農と六次産業化について意見を交わしました。

2日目は、雨により予定していた稲刈り体験が実施できなかったことから、浪江町役場会議室において、お米のパッケージデザインに関する講義やワークショップを行ったところであります。学生の皆さんが考えた案の中から、関係者の協議により選定されたパッケージデザインの浪江復興米が、11月29日から道の駅なみえで販売されております。

本事業では、地域農業の活性化のほか新規就農者の確保に向けた取組を行っており、今後も関係機関と連携してまいります。

次に、令和6年新嘗祭についてご報告いたします。

10月21日、新嘗祭献穀献納者御会釈が皇居で行われました。浪江町からの献穀は、昭和50年以来49年ぶりとなります。献穀米は、水稲農家である半谷啓徳氏が生産した「天のつぶ」を献穀いたしました。

今回の献穀者は、経営改善に取り組む若手農家として選ばれました。このことが、町の主要産業である農業の発展、そしてこれからの担い手である若手農業者の確保につながるよう、町としてもしっかり取組を進めてまいる考えであります。

次に、農地担い手確保の取組についてご報告いたします。

10月26日から27日及び12月5日から6日において、農業担い手の確保のため、町外の方を対象にした町内ツアーを行いました。

移住をし、就農いただくためには、まず浪江町を知ってもらうのが重要と考え、町の復興状況や町内施設の案内、営農者の圃場視察をし、その後に意見交換を行いました。参加者は、隣県の方や、遠くは関西圏の方もおり、浪江町の状況をほとんど知らない方もいる状況でした。今年度は、あと1回ツアーを予定しております。

昨年度も同様のツアーを行い、2名が移住、就農し、うち1名が法人を立ち上げ認定農業者となりました。引き続き、移住就農者の確保に力を入れて取り組んでまいる考えであります。

次に、森林環境学習についてご報告いたします。

9月20日、震災遺構請戸小学校において、なみえ創成小学校の生徒を対象に森林環境学習を開催いたしました。

NPO法人福島県もりの案内人の会や地元林業事業者を講師として招き、森林の役割について学んだ後、震災遺構南側の保安林にクロマツ100本の植樹と下刈りを体験いたしました。また、11月8日には、南相馬市の東ヶ丘公園において森林散策を行い、ゲームを通じて自然と触れ合う機会を設け、森林をより身近なものに感じることが出来る取組を行ったところであります。

来年度以降も森林の必要性を伝えていくため、こうした学習の場を設けていきたいと考えております。

次に、請戸魚市についてご報告いたします。

12月7日、請戸漁港荷さばき施設内において、相馬双葉漁業協同組合請戸地区青年部により請戸魚市が開催されました。昨年度に引き続き実施されたもので、町内外から多くの方々にご来場いただき、「請戸もの」の活魚や加工品をお買い求めいただいたところであります。

請戸漁港で水揚げされた「請戸もの」のおいしさを多くの方々に知ってもらうよい催し物であることから、来年度以降も継続して実施できるよう、町としても支援をしてまいる考えであります。

次に、エフレイに関する取組についてご報告いたします。

10月20日に町主催の商工会員向けエフレイセミナーを開催いたしました。商工会員などの13名が参加し、エフレイの人材を呼ぶための取組や今後のまちづくりについて意見交換を行いました。

エフレイの活動を促進するためには受入れ環境の整備が必要であり、住民の皆様のお力添えが重要であります。引き続き、エフレイの立地機運を高めていけるよう取組を進めてまいります。

次に、浪江駅西側地区の公民連携まちづくりに関する取組についてご報告いたします。

10月3日にとうほくPPP・PFI協会主催のPPP／PFIフォーラムinなみえが開催されました。関係企業や住民の皆様139名が参加し、PPP・PFIの先行事例の講演が行われ、これから公民連携によるまちづくりを進める上で、ご来場の皆さんと職員が知見を深める絶好の機会となったところであります。

7月31日から10月11日の期間において、浪江駅西側地区公民連携

まちづくりアイデア提案募集を実施いたしました。この取組は、民間企業などの自由なアイデアを参考にするため実施したもので、法人から10件、個人の方から4件の提案がありました。

これらの提案は、11月5日に開催した第2回公民連携セミナーにおいて提案事業者から発表が行われ、提案企業の関係者42名、住民を含む一般参加者31名、ウェブ視聴者21名の計94名が参加し、浪江駅西側地区における公民連携まちづくりについて、どのような可能性があるのかをご来場の皆さんと共有することができました。

今後も、企業提案や住民意見などを踏まえた土地利用計画の検討を進めるとともに、様々な場面で意見交換を行いながら、住民の皆様や民間事業者が主役のまちづくりを進めてまいります。

次に、教育行政関連についてご報告いたします。

10月5日に浪江にじろこども園の運動会を小・中学校の体育館にて開催しました。今年にはにじいろオリンピックをテーマに、オリンピックの要素を取り入れた様々な競技により、親子での触れ合いを楽しみました。会場にはたくさんのご家族が応援に駆けつけ、子供たちの元気あふれる姿に大きな拍手を送っておりました。

10月30日には、こどもの笑顔フォトコンテスト表彰式をふれあい交流センターで開催しました。今年度も61点の応募があり、審査会で選定された15点の入賞者へ賞状と記念品を贈呈しました。どの写真も子供たちの笑顔が満開で、温かな家庭の様子がうかがえるものばかりでありました。応募された作品は、現在、道の駅なみえに展示をしているところであります。

10月31日には、児童・生徒の主権者教育の一環として子ども議会を開催しました。なみえ創成小・中学校の児童・生徒43名が子ども議員となり、班編成の上、16問の一般質問が行われ、子供たちの視点で政策提言をいただきました。未来を担う若い世代からいただいたご意見を真摯に受け止め、町政運営に生かしてまいりたいと考えております。

次に、生涯学習関連についてご報告いたします。

県市町村対抗大会として、9月21日に軟式野球大会、11月5日にはソフトボール大会がそれぞれ開催され、熱戦を繰り広げました。

11月17日には第36回ふくしま駅伝競走大会が開催され、チーム全員が一丸となって力走し、総合で29位、町の部で12位になりました。町内はもとより、遠方から浪江町代表チームへ参加された選手の皆様に心から厚く御礼とご慰労を申し上げます。

また、公民館事業として、茨城県桜川市で開催された第29回全国報徳サミットへ13名が参加しました。基調講演をはじめ、参加した

皆様が報徳仕法の学びを深めました。

今後も、皆さんに親しまれる社会教育事業を展開してまいる考えであります。

以上、9月定例会以降現在までの取組についてご報告をさせていただきました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、専決処分の承認案件1件、条例の改正案件5件、契約の変更案件1件、土地処分案件1件、指定管理者の指定案件1件、令和6年度補正予算案件6件、同意案件1件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（平本佳司君） 以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（平本佳司君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により、質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となります。一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。

質問は質問席で行います。

通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したときは、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。

なお、一般質問は、通告順に許可をいたします。質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。また、質問はあくまでも質問に徹し、要望やお願い、御礼の言葉を述べることは慎むようお願いいたします。

◇紺 野 豊 君

○議長（平本佳司君） 2番、紺野豊君の質問を許可いたします。

2番、紺野豊君。

[2番 紺野 豊君登壇]

○2番（紺野 豊君） 2番、紺野豊であります。

議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。質問方法は、通告書のとおり一括質問方式でさせていただきます。

さて、冒頭、質問の前に、令和6年も、吉田町長、山本・成井副

町長、笠井教育長をはじめ町の幹部職員、職員の皆さん方が町民のために、町の復興を支えるために、日々ご尽力をされていることに感謝の意を申し上げます。令和7年も体をご自愛されて、町発展のために努められることを期待しております。

質問に入りますが、今回は8つの質問をさせていただきます。

それでは、質問に入ります。

まず1つ目に、福島再生加速化交付金について質問したいと思います。

福島再生加速化交付金の見直しについてということで、令和6年の11月14日に有識者より、予算の使い方について意見を申し上げる復興庁の行政レビューがありました。東日本大震災の原発で避難指示の出た地域を復興させる福島再生加速化交付金の見直しや検証の意見が出た。これは、あと2年後に迫っている分でありますね、令和8年度でありますから。

そこで、福島県においては、内堀知事が緊急要請で、長期的かつ十分な予算の確保を国に対して強く要望しました。それに対して、うちの町は吉田町長も若干インタビューに答えたと思いますが、当町においてはどのように考えていかれるのかを具体的にお伺いいたします。

次に、高校の再開についてであります。

浪江高校の再開について、これは、私、2回ぐらい質問していると思うんですけども、11月23、24日、十日市がありまして、町議会が町民にアンケートを取りました。その中で、町民の方より再開を望む声がありました。

今現在、どのような状況になっているのか、前と変わっているのか変わっていないのか、その辺を笠井教育長のほうにお聞きしたいと思います。めどが立っているのか、その辺をお伺いいたします。よろしくお願いします。

次に、カントリーエレベーターについて。

カントリーエレベーターの稼働状況について、令和6年の苧宿、棚塩の稼働状況は収支的には上がっているか上がっていないか、採算が取れたかという部分があるので、採算ベース収支の中で一応回答をお願いしたいと思います。

次に、産業団地についてであります。

川添の東師内と八斗蒔地内において10.4町歩の調査をしていますけれども、エフレイの隣にできるということで、最適地であるということは理解しておりますが、先月の全員協議会においても質問をいたしましたけれども、先ほど一番目に福島再生加速化交付金のお

話をしましたけれども、財源確保が一番重要であります。これが一番必要なことなんで、実際本当に大丈夫なのか、その辺の再確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

5番目に、行政区についてであります。

行政区につきましては、2年ぐらい前に私も質問しましたが、今、見通しは全然進んでいないというような状況があると思いますが、行政区長会とどんな話をしてどこまで進んでいるのか、その辺を伺いたいと思います。あと町では今後どのように考えているのか、その部分も含めてご回答をお願いしたいと思います。

次に、衆議院議員総選挙についてであります。

投票につきましては、先ほど令和6年10月執行の総選挙の投票率の結果、小選挙区、比例区とも有権者数、男性6,596人、女性が6,770人で1万3,366人の有権者がおりました。投票者数、男性3,085人、女性2,980人の6,065人、投票率、男性が46.77%、女性が44.02%、この数字を選挙管理委員はどのように捉えているのか。もっと上がってもいいんじゃないかなと私は考えています。先ほど10.何ぽか上がったというんだけれども、数字的には上がったと思います。

先月、兵庫県の知事選挙がございまして、その中では斎藤知事が当選されましたけれども、十何%上がっているんですね。SNSあたりの分の関心があって上がったと聞いているので、浪江あたりでもその辺をやってほしいという部分がありますので、どのように考えているのか、その辺も含めてご回答をお願いしたいと思います。あと、今後どのような施策をやれば投票率をアップできるのか、その辺も含めて回答をお願いしたいと思います。

次に、7番目ではありますが、医療費等の助成・補助についてであります。

予防接種補助について、高齢者への秋冬の予防接種というのは当町についてもやっておりますけれども、具体的に双葉郡内のある町においては、带状疱疹の接種費用と風疹の抗体検査費用を助成していると町民からお聞きしました。当町ではどのような補助、助成等があるのか、具体的にあれば町長のほうからお答えいただきたいと思います。

次に、8番目、浪江町復興コミュニティ事業補助金について。

現在はどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。また、町内事業上限70万円、町外事業上限30万円の補助をされるとお聞きしておりますが、今の利用状況はどうなっているか、お伺いしたい

と思います。よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君） 答弁者、町長。

○町長（吉田栄光君） 2番、紺野豊議員のご質問にお答えいたします。

議員のおただしのとおり、政府の行政事業レビューにおいて、福島再生加速化交付金の補助率見直しや自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の基金終了予定時期を避難指示解除後の10年を一つの目安とする議論がなされたところであります。

このことについて、11月26日付でコメントを発表させていただきました。当町は、いまだ町の面積の約8割が帰還困難区域であり、町内で生活される住民は震災前の1割程度、事業所の再開は2割程度にとどまっており、町の再生には険しい道のりが続くことが予想されます。

このような中、避難指示解除後の10年を一つの目安として補助事業の見直しが検討され、自治体負担の議論や帰還意向の有無を前提とした事業の精査等の見直しは、到底理解しかねるものであります。

町としては、11月22日、原子力災害現地対策本部長へ制度の継続及び復興の度合いに応じた柔軟な対応について要望しており、さらに12月5日には、帰還困難区域を抱える町村の協議会として、国の責務として原子力被災地の実態に寄り添った対応をするよう、復興庁をはじめとした関係省庁、自由民主党東日本大震災復興加速化本部に対し要望したところであり、12月23日には、双葉地方町村会及び双葉地方町村議会議長会の連名で、双葉地方の復興再生に向けた緊急要望を予定しております。

引き続き、復興に必要な財源確保等、県と連携しながら国の支援について強く求めてまいります。

加えて申し上げます。これらについては、先ほど議員がご指摘のとおり、内堀知事が中央に要請をかけるというようなご発言がありました。私も、町長として県と連携しながら、何度かの要望を議長と共にしてきたところでもあります。今後は、しっかりと動向を見ながらこれらについて求めてまいる考えであります。

ほかの質問は、それぞれ課長に答弁をさせます。

○議長（平本佳司君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 浪江高校についてのご質問にお答えいたします。

浪江高校につきましては、現在休校となっております。今後の再開につきましては、県立高校でありますので、その判断は福島県教育委員会となります。

現状については、県教育委員会に確認いたしましたところ、現時

点での再開は未定でありまして、地域の復興状況や郡内各町村の帰還状況、また郡内の小・中学校の就学状況を継続して注視していくとのことであります。

郡内の高校は、それぞれの町の復興に欠かせない役割があり、積み重ねられた伝統は住民のよりどころであったことから、将来的な再開について検討していただくよう、双葉地区教育長会として、県教育委員会に対し継続して要望しております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 3、カントリーエレベーターの稼働状況についてお答えいたします。

両カントリーエレベーターとも、令和7年度末の目標の玄米処理量としては1,786トンとなっており、施設稼働から順次処理量を増やしていく計画となっております。

令和6年の実績は、荊宿カントリーエレベーターは約900トンで稼働率は50%、棚塩カントリーエレベーターは約460トンで稼働率25%となっております。いずれも現在集計中ですので、確定数ではございません。両カントリーエレベーターとも損益分岐点まで稼働率は上がっておらず、いずれの施設もマイナス収支となっております。

町といたしましても、地域の皆様や担い手の皆様との話し合いを通じて一層の営農面積拡大に取り組むことにより、両カントリーエレベーターの収支改善につなげていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 4、産業団地についてのご質問にお答えいたします。

議員おただしの川添産業団地につきましては、平成5年度において、福島再生加速化交付金を財源として実施いたしました産業団地整備可能性等調査において産業適地として選定された3つのエリアのうち、優先的に整備するエリアとして計画的に事業を進めているところでございます。

今年度着手いたしました用地測量や基本計画策定に係る財源についても、福島再生加速化交付金を活用しているところでございまして、事業の進捗に応じて必要となる財源を国と協議しながら進めているところでございます。

この財源協議におきましては、事業の必要性はもちろんのこと、復興に資する取組であるか、適正な規模・内容であるかなどを国に

対して説明することが求められているところでございます。川添産業団地は、今後、用地買収に係る経費や設計費、造成工事費など、事業が本格化してまいりますので、引き続き事業の必要性などを国へしっかりと説明し、財源を確保しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、大きな5番、行政区について、（1）行政区の見直しについての①、行政区長会とはどこまで話が進んでいるかについてのご質問にお答えをいたします。

令和6年3月定例会において、2番議員より行政区の見直しに係る質問を頂戴しております。その際に、行政区の見直しに係る行政区長会での議論につきましては、全町避難をしていた平成28年、町内が一部避難解除となった平成29年、帰還困難区域が一部避難解除となった令和3年と、節目ごとに様々な意見があった旨を述べさせていただき、また、津波被害の顕著な沿岸部の行政区、帰還困難区域の行政区からは存続が難しいといった意見もございましたが、ふるさと再生や絆の維持といった理由から、現在まで行政区の再編の議論は行っていない旨を答弁させていただいております。

現在もその考えについては変わりませんで、見直しについての機運が高まりましたら、区長会の皆様との議論を重ね、慎重に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、②、町ではどのような対策を考えているかについてお答えをいたします。

令和6年3月定例会と同様の答弁となりますが、令和5年9月議会の認定第1号、決算の認定の際に、15番議員から行政区の見直しについておただしがあり、その際に吉田町長より、現在、当町は帰還困難区域を多く抱え、特例で住民票を置いたまま避難している状況から、軽々に今見直しをするという考えは持っていないと答弁をさせていただいております。

また、令和7年度は、浪江町復興計画【第三次】前期及び政府が定める第2期復興・創生期間の5年目という節目を迎えることから、様々な見通しが立つことが予想され、改めて行政区見直しに向けた機運が高まれば、議員の皆様よりご意見を頂戴しながら進めてまいりたい旨を答弁させていただいております。

町としましても、現時点においてその考えについては変更ございません。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、大きな6番、衆議院選挙の投票率についてのご質問にお

答えをいたします。

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙の投票率は、議員おただしのおり、男性46.77%、女性44.02%の合計45.38%となっております。前回の令和3年の投票率44.24%を1.14ポイント上回っており、前回選挙の投票率を上回った県内で唯一の市町村となりました。

選挙管理委員会事務局としては、選挙のお知らせを有権者等へ迅速に送付することやホームページへの掲載を行うことにより、県内外の有権者に周知を図るとともに、居住地での投票の機会を増やすため、期日前の移動投票所もこれからも続けて、投票率向上に努めてまいります。

先ほどの答弁で訂正がございます。行政区についての答弁で、今後、町ではどのように考えているのかということで、決算の認定の際に15番議員と申し上げましたが、正しくは14番議員でございました。大変失礼いたしました。

答弁は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） 7番、医療費等の助成・補助について、予防接種助成・補助についてのご質問にお答えいたします。

町では、定期予防接種として、17種類の予防接種に係る費用に対して補助・助成を行っております。主なものとしましては、乳幼児を対象とした5種混合ワクチン、ロタウイルスワクチン、日本脳炎ワクチン、12歳から16歳の女性を対象とした子宮頸がんワクチン、満65歳の方を対象とした肺炎球菌ワクチン、65歳以上の方と60歳以上の障害者手帳1級相当の方を対象としたインフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンなどです。

また、風疹抗体検査及びワクチン接種につきましては、妊娠を希望している女性及びそのパートナー、妊娠している女性のパートナーを対象に、検査費用及びワクチン接種費用を助成しております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 8、浪江町復興コミュニティ事業補助金について、①、現在どのようになっているのか、また、今の利用状況はどうなっているのか伺いますのご質問にお答えいたします。

復興コミュニティ事業補助金については、東日本大震災からの復興の実現を図るため、町民相互のコミュニティの維持・形成及び復興を目的としたまちづくりを推進する団体が実施する町内外の事業に対し補助金を交付しております。

補助金の上限額については、町内事業70万円、町外事業30万円となっております。令和6年度は4月から申請の受付を開始し、町内事業20件、町外事業14件の申請があり、当該補助金を活用した事業を実施していただいている状況にあります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 再質問を3点ほどお願いしたいと思います。

まず1つに、移動投票所の結果、今回ののが分かれば教えていただきたいと思います。

次に、7番目の医療費等の助成・補助について。

県内で何か所の自治体が、近隣自治体では大熊とか南相馬においても、60歳以上の方に助成をしております、令和6年の4月から。ぜひ当町においても带状疱疹のワクチンの接種や風疹の抗体の検査費用等の助成をいただきたいのですが、町の考え方はどうなのか、どのように考えているのか。

検討するということではなくて、実施に向けてもうすぐにでも協議していただきたいと思います。町民にさすが浪江町だと言われるような回答をこの場でいただきたいと思います。全町民が無理なら年齢制限を設けてもいいんで、その関係のこともご回答できるのであればしていただきたいと思います。

次に、8番目の復興コミュニティ事業補助金について。

まず、この分の定義なんですけれども、町民相互のコミュニティの維持・形成及び復興を目的としたまちづくりを推進する町民、団体に対して助成を行うと書いてあります。

この中で、令和6年度当初予算においては、一般財源が800万、その他基金繰入金等で700万、合わせて1500万円計上していますが、実際、今現在どのぐらいの支出があるのか、どの事業に幾ら出しているのか、その部分も具体的にお示ししていただきたいと思います。

次に、各事業への審査はどのような基準で行っているのか、その部分もお聞きしたいと思います。

また、事業内容が違えば同一代表者でも補助の対象になるのかならないのか、その辺も併せてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（平本佳司君） 選挙管理委員会書記長、お願いします。

○選挙管理委員会書記長（戸浪義勝君） それでは、再質問の移動投票所につきましてお答えをいたします。

今回の移動投票所におきましては、会場を3か所設けております。会場、開催の日時、あとは投票の人数、パーセントということでお

答えをさせていただきます。

まず、会場の北沢又会場は、10月21日13時から16時の時間に開けております。合計で135名、2.2%の人数であります。続いて、南相馬の北原団地ですが、こちらは10月22日9時から11時、投票者が82名で1.3%。同じく南相馬の南町団地ですが、こちらは10月22日13時から15時で、合計87名の投票をいただきまして率にして1.4%です。合計で304名の投票をいただきまして、パーセンテージでいいますと全体の5%の投票者でございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） 予防接種についてご質問にお答えいたします。

まず、風疹についてでございますが、先ほどの答弁でお答え申し上げました抗体検査の助成を行っているところでございます。そのほかにも、風疹につきましては、当然ながら子供の麻疹・風疹の予防接種について助成を行っておりますとともに、過去に公費による予防接種を受けることができなかった世代、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の方に対して、抗体検査と予防接種の助成を行っているところでございます。

それから、带状疱疹についてでございます。带状疱疹ワクチンの接種費用につきましては、福島県議会から定期接種化を要望する意見書が衆参両院議長及び厚生労働大臣などの関係大臣宛てに提出されておきまして、また厚生労働省におきましても、高齢者を対象として定期接種化の検討がなされておりますことから、町としましては、国の検討状況を注視しながら、方針が決定し次第対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 浪江町復興コミュニティ事業補助金の財源についてでございますが、町内事業につきましては、町単独費で実施してございます。町外事業につきましては、復興特別交付税を充ててございます。

続きまして、復興コミュニティ事業補助金の交付団体でございますが、自治会につきましては、14件ほど実施してございます。地域づくり団体については19件、NPO法人に1件交付しているような状況となっております。こちらにつきましては、今現在、交付決定をしておりますが、精算が終わっておりませんので、金額については確定してございません。

続きまして、代表者が同じで団体が違う場合についての交付につきましては、あくまでも交付団体の事業内容について精査してございますので、代表者が同一であっても交付している状況でございます。

以上でございます。

○2番（紺野 豊君） 再々質問はありません。以上で終わります。どうもご苦労様でした。

○議長（平本佳司君） 以上で2番、紺野豊君の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君） ここで、10時20分まで休憩に入ります。
(午前10時03分)

○議長（平本佳司君） 再開します。
(午前10時20分)

○議長（平本佳司君） 答弁の訂正をお願いします。
総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 先ほど2番議員の質問の答弁の中で、まず大きな5番、行政区の見直しについてで、帰還困難区域が一部解除となった令和3年と申し上げましたが、正しくは令和5年でありました。訂正しておわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

また、大きな5番と6番の流れで、大きな6番、衆議院議員選挙につきましてを総務課長として答えておりますが、正しくは選挙管理委員会書記長として答弁するべきでございましたので、訂正させていただきます。ご理解のほど、よろしくお願いします。

◇松 田 孝 司 君

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君の質問を許可いたします。
12番、松田孝司君。

[12番 松田孝司君登壇]

○12番（松田孝司君） 12番、松田孝司といいます。議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。質問は一問一答方式で、質問事項は通告書に沿って質問をさせていただきたいと思います。

さて、1年ぶりの一般質問になりますけれども、町も避難指示の一部が解除されてから7年8か月目に入ったのかと思います。その中で、私も、ふるさとに戻って6年と5か月に入っているところです。確かに不自由もありますけれども、何とか暮らしています。その中で、自分で暮らして感じていることや、行政区の方や友人、知

人などの思いを質問させていただきたいと思います。

さて、最初の質問、避難指示解除10年についてですが、何点か質問をさせていただきたいと思っています。

まず、最初の質問、福島再生加速化交付金や自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金などの交付金の見直しについては、先ほど2番議員から質問があり、答弁されたので、これは省きたいと思います。

次の質問に入りますけれども、一昨年の秋頃だったと思いますが、地方紙に、被災地の住民の医療費、介護保険料や高速道路の無料措置が避難指示解除から10年で終了すると載っていたかと思います。

私の行政区では、冠婚葬祭について、以前同様の付き合いを継続しています。隣組では、今もって冠婚葬祭の際、受付などを行っています。あと、自分の土地の草刈りなどを管理するために避難先から通っている方が多いのですが、話を聞くと、高速道路の無料化が終了し、燃料代にプラスして高速料金がかかると、なかなか通うのが厳しくなると言っている人が大半です。

ふるさとに戻っている私たちも、冠婚葬祭は、やっぱり5分10分で行けたところが1日ばかりでいくところもあります。買物をしても、どうしても町の店だけでは足りなくて、やっぱり遠くへ出かける場合も多いです。

高速道路の無料措置は10年で終了なのか、町でも延長要望を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

被災者に対します高速道路の無料措置につきましては、東日本高速道路株式会社の支援によりまして、現在も継続していただいております。

現時点のふるさと帰還通行カードの有効期限は令和7年3月31日まででございますが、期限の延長について、11月30日に国土交通大臣へ要望しております。引き続き、被災した町民の皆様のふるさとへの帰還や離散した家族間の往来といった町外避難の実態に即し、期限の延長については継続して要望してまいります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） やはり切実な問題なんですよ。確かに医療費、介護費用などは、どこに行っても同じくやっぱりかかると思います。だから高速道路は、今までの行政区という狭い中で生活していたのが、もう全国が一つの行政区と同じです。高速道路の油代まで出せとは言わないですけれども、やっぱり高速道路ぐらいせめてあと何

年か、私の考えでは、逆に言えば困難区域の避難指示を全部解除してから10年でいいと思うんです。

ただ、国もそういったことは厳しいとは思いますが、現実に戻っている人も苦勞して生活しています。町としても、部分的に避難指示解除と言われるのでは結構手間がかかると思うんですね。だったら、一律に最後に国が責任を持って避難指示を解除します、そこから10年後は町でもきっちり管理できるのかなと私は思っています。私たちの勝手かもしれないですが、私はそう思っています。

次の質問に入りますけれども、帰還困難区域の中でも特定復興再生拠点として一部避難指示解除になった津島地区などですが、地区の一部が避難指示解除されても、その地区全部が、避難指示解除10年で医療費、介護費用、高速道路の無料化などの措置が解除されることになるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

医療・介護保険等の保険料窓口負担の減免措置につきましては、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で特例措置を終了することとされておりまして、令和5年に避難指示区域の指定が解除された特定復興再生拠点区域におきましても、同様の見直しが行われております。

この見直しにつきましては、避難指示が解除された区域に適用されるものでございまして、解除に至っていない区域は、引き続き帰還困難区域の取扱いとなるものでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 何かやっぱり解除されたところ以外は理不尽な思いをされているんじゃないかなと私は思っています。逆に、今、酒井地区や井手地区や全然なっていないところは、結局あくまでも解除されてから多分10年になると思うんですね。だから、町としてももう少し、一律10年にしてもらったらいかな。国として責任を持って避難指示解除をしてくださいと、そこから10年のほうがさっぱりしていいのかなというのが私の単純な考えです。その点、いろいろこういう希望、要望があったことも心に留めておいてほしいと思っています。

次の質問に入りますけれども、先月14日の行政レビューでは、有識者の方が、終了時期は避難指示解除後10年を一つの目安として検

討すべきとの意見をまとめたと思っています。その目安とは、目当て、標準目標と辞書には載っています。あくまでもそこから何年かで切れと思うんですね。5年、10年と、そんなに長くは延びないと思います。

その際感じたんですけれども、国では、被災した住民が避難されている市町村に1人当たり幾らか、補助金か交付金なのかちょっと分かりませんが、支援金を交付していると聞いたような気がします。多分今も続いていると思いますけれども、その支援金を交付しなくなれば、必然的に住所を避難市町村に移すようになるのかと思います。そうすれば、住民税などで町でも多大な影響を受けることになると思います。

避難指示解除10年で避難市町村への支援金を交付しなくなることはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えをいたします。

避難者の受入れに伴う財政負担につきましては、原発避難者特例法の規定によりまして、国が必要な財政上の措置を講ずるものとされております。

平成27年度までは、受入れ市町村の避難者への行政サービス実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、特別交付税による財政措置が講じられてまいりました。平成28年度からは、平成27年度国勢調査人口を基に、受け入れた避難者分も含め、普通交付税による財政措置が講じられて現在に至っているものと聞いております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 意味がちょっと理解はできないんですけれども、ただ、現実には町として今後どう成り立っていくのか。やっぱり避難指示解除10年で全部打ち切られたら、本当に大変だと思います。なるべく長く、悪いけれども、せめて帰還困難区域全部が避難指示解除されるまでは、ある程度の政策を取ってもらわなければならないと私はと思っています。

次の質問に入ります。次は、生活環境などについて何点かお伺いしたいと思います。

浪江町の人口が10月末現在1万4,711人、町内居住者が2,254人と、人口が少しずつ減って町内居住者が少しずつ増えているような状況だと思います。東日本大震災原発事故避難前は、消防団、民生委員、婦人会、老人会、芸能保存会などの団体は、行政区で生活している中で成り立っていた組織団体だと思います。だから、その中で後継

者なども自然と継承できたのかなとは思っています。

ただ、現在、行政区の人は、県内外、町内外といろんなところで生活していますので、震災以前の活動が難しくなって、継承する人も少なくなっているのではと思っています。

そこで、町に関する消防団、民生委員、婦人会、老人会、芸能保存会などの各種団体があると思いますけれども、現在こういった状況なのか、分かればお伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、消防団の活動状況であります。団員342名で、全体の行事は、春季及び秋季検閲式、出初め式がございます。

次に、分団ごとの活動については、消防団パトロール事業として、1年を通じ、毎週日曜日に当番制で町内の防火・防犯パトロールを行うことと、各分団独自に計画を立ててポンプ点検、放水訓練や夜警を行っております。

また、外部の訓練への参加につきましては、河川の氾濫を想定した福島県主催の水防訓練や、福島県と双葉地方広域消防本部主催の山林火災を想定した火災対応訓練、入団して間もない団員を対象とした初任団員教育訓練等、各団体等からの要請に応じ参加をしております。

続いて、民生委員及び主任児童委員であります。現在48名、民生委員45名、主任児童委員3名を国から委嘱しており、県内各方部に委員を配置し、町民からの生活や福祉全般の相談、高齢者等の見回りを兼ねた訪問活動を実施しております。

続いて、老人クラブ連合会であります。現在、町内及び県内避難先で11団体、会員数458名から構成されており、ニュースポーツ交流会、出前講座や高齢者福祉大会の事業を実施しております。

続いて、婦人会であります。町内で1団体、浪江町婦人会、会員17名が活動しており、福島県双葉郡婦人会等への参加や社協の評議員、浪江町まちづくり委員会等への出席などの活躍をしているところです。

最後に、芸能保存会の活動状況であります。浪江町内において46団体の登録があるところ、震災前に活動を休止しているなどで、令和5年度末で継承ができていた団体は13団体となっております。令和5年度につきましては、そのうちの6団体に対し、用具の修繕、練習等による交通費の支援を実施しているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 活動している団体は分かりますけれども、各行政区でやっぱり活動していない団体も老人会とか婦人会でちょっと増えているような感じがするんですけれども、その点はどうですか、震災前と比べて。やっぱり結構休止している団体も多いと思うんですけれども。今は活動している団体しか言わないけれども、現実には半数以上休止している状況じゃないですか。お伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 老人クラブ連合会につきましては、震災前につきましては各行政区ごとにございましたので、その部分については、減少しているような状況とはなってございます。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 実は昨日、民生委員の方とちょっと話があったんですよね。民生委員の方も、きっちりその地区は回るけれども、動きようがないと言っているんですよ、現実には。やっぱり各地区に分かれていろいろ民生活動はしているんですけれども、震災前と同じ活動は今はしていないんですね。ただ顔見せ、知っているところとか分かっているところ全部はちょっと回れないし、現実には活動的に大変だと思っています。結局震災前とは、団体活動は本当に限られた活動しかしていないと思います。

あと、先ほども言いましたけれども、もし各市町村の支援金が打ち切られて結局住所をみんな移したら、現在町に住んでいる人たちでこういう団体をつくっていくということでもいいんですか、お伺いしたいと思います。結局、町に残っている人たちで新たな婦人会とか老人会とか、町内で、そういう考えはあるんですか。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

先ほど申しあげました団体等は、当然町民が対象の団体でございますので、特例法が切れまして住民が住民票を移してしまいますと、当然活動の幅は狭まってくるので、再構成とか、そういった再編が必要かと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 先ほども2番議員からありましたけれども、やっぱり行政区のほうにつながると言うんですね。だから、避難指示解除から10年が目安と言っているけれども、国は本当に5年10年延ばさないと思います。そこで打ち切られたら、やっぱり避難している人はみんなその避難先に住所を移すと思って、やっぱりそういう

予想をして、町内に残った人たちで新たな取組をすべきかと私は思っています。だから、目安って本当にすぐ、多分二、三年で打ち切られる可能性もあります。そういう想定をしたほうがいいなと私は思って今回質問しています。

次の質問に入りますけれども、私は、現在、我が家に戻って自分の農地などの管理を行っています。その中で困っているのは、帰還困難区域と隣接している農地の管理です。

一般的に農地は、上側の畦畔ののり面ののり尻が境界となっています。本来は行ってはいけないのですけれども、春先には、私、困難区域の畦畔を草刈りして、あと自分のトラクターで農地を管理しています。ただ、夏頃からは、やっぱりカヤなど、奥のほうからしたら2メートル以上ありますから、かぶってきて、畦畔の草刈りもできない状況です。

あと、ご存じのように、私の行政区では、東は酒井、西は井手行政区、そして南は双葉町、3方を困難区域に囲まれていますけれども、私は西側で農地管理に苦勞していますけれども、今年2軒、我が行政区に新たに帰ってきたお宅があります。酒井行政区との境目にうちを建てて元のふるさとに戻っています。道路を挟んですぐが困難区域です。そして、私が言われたのは帰ってくるんじゃないかと。困難区域は草ぼうぼうで鳥とかやっぱり獣とか、目の前が管理されていないから、こんなでは、何か町でやっているんだと私は言われました。

以前は、帰還困難区域の主な道路などの際除染を行ったと思いますが、農地管理や居住する脇の困難区域の管理をどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えをいたします。

帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点として避難指示が解除された区域及び主要な道路の隣接地につきましては、拠点区域内の空間線量率の低減を目的に、いわゆる際除染が行われておりますが、際除染の範囲につきましては、引き続き帰還困難区域ということでございますので、避難指示が解除されるまでにおいては、定常的な保全は行われていないというのが現状と認識しております。

町といたしましては、現在取り組んでおります特定帰還居住区域の制度をしっかりと進めることによりまして、早期に除染等に着手し避難指示解除につなげることで、農地等の管理が適正に行われるよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 現実的に、お聞きしますけれども、帰還困難区域を私が勝手に管理してもいいんですか。ちょっとお伺いしたいと思います。国が管理しないんでしょう。だから、どうしても田んぼに草がかぶってきて管理できなくなるんですよ。そういうときは勝手に困難区域に入って管理していいんですか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 再質問にお答えをいたします。

基本的に土地の所有者の管理に帰すということになるとは思いますが、線量等が高線量の場合が想定されますので、線量管理などの対策をしっかりとさせていただいた上で管理をしていただくというのは可能であると考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 分かりました。だったら管理していいということですね。だけど、現実には環境省で困難区域は管理していると思うんですね。私はそれで構わないんですけれども、ただ、新たにうちを建てた人はやっぱり見ばえが、どうしても目の前が荒れ放題で生活していけるかですね。

逆に、今、帰還困難区域で特定帰還区域の設定に向けて、もう帰りたい希望者に沿って生活環境を、除染解体すると言っていますけれども、その人たちは戻ってきますか、逆に。結局そこだけ除染しても、周りが荒れ放題で戻ってくると思いませんか。ちょっとこれ、本当にお伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えします。

現在、特定帰還居住区域の制度については、帰りたいという意向をいただいた方の生活エリアをなるべく広く取るような形にして除染等を行い、解除につなげるという制度でございます。したがって、エリアのほうに入ったところに関しては、帰還の意向が出ているということでエリアの設定をさせていただいているものでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 国の考えることは確かに分かるんですけれども、そこで生活している人の立場で考えてもらいたいんですよ。目の前だけ除染してもらってもどうしようもない。だから、困難地域へ戻るんだったら、悪いけれども、一定もう何年かに一回、最低草刈りとかを管理してほしいんですよ。避難前から十何年荒れ放題の敷地

で、自分の帰るところだけ除染してもらって戻る人はいますかと。私は、結構厳しいと思うんですよ。うちの部落で2軒帰ってきた人もやっぱりそうなんですよ、こんなんじゃないかと。

やっぱり全体を、悪いけれども、際除染を1回やったけれども、それから全然やっていません。また荒れ放題で同じくなっています。もう少し町として国に要望して、やっぱり何年かに一回はきれいに更地にしてもらわないと、生活していくには厳しいと思うんですよ。私らは、はっきり言って戻ってきたら、高速道路が脇にありますけれども、全然手入れしていません、一回も。だから、私、フェンスのところを自分で草刈りしています。

だから、やっぱりある程度、国として困難区域と定めているんだから、定めている以上は自分たちできちんと管理してほしいんですよ。かといって持ち主の人は、もう今、農機具も何もない。そこへ戻って管理しろって、今の状態では困難地域の人は管理が厳しいと思うんですね。そこに戻って生活できますよと言って何人戻りますかと。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 12番、松田議員の再々質問に町長としてお答えをさせていただきます。

ただいま課長から答弁をさせましたが、今、特定帰還居住区域について新たな制度が出来上がって、様々な町民の方々にご意見なり方向性をいただいているところでありますが、今、議員のおただしの帰還困難区域については、制度拡充を含めて、今後、管理のありよう、際除染を含めたものが拡充されていきます。今後、今申し上げたとおり、管理のありようについても、制度の拡充を含めて国と協議をしてまいりたいと思っております。

今、議員のおただしは、特定帰還居住区域の制度がなされる前の状況のご質問の内容かと思えます。今回の新たな制度の中で、できる限りの帰還困難区域の環境整備の拡充を図っていけるよう国に求めてまいりたいと思えます。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 国では、2020年代には何とかしたいと言っていますから、1回ぐらいきれいにすればあと何年もないんですね。その辺、よろしくお願ひしたいと思えます。

次の質問に入りますけれども、2022年の日本人の平均寿命は、男性が81.5歳、女性は87.9歳だそうです。それに最近は健康寿命ということをよくお聞きします。健康寿命とは、健康上の問題がなく日常生活が送れる期間だと言われています。2019年の健康寿命は、男

性が72.68歳、ちょうど私ぐらいです。女性は75.38歳だそうです。また、福島県では、男性が72.2歳で全国で25位、女性は75.5歳、これで全国で30位くらいだそうです。

国では、平均寿命と健康寿命との差を詰めようと、いろいろと取り組んでいるそうです。この差をなるべく縮めるためには、日常的に食事や運動習慣、睡眠や歯の健康維持などに取り組む必要があるということです。はっきり言って、これは私たちが直接気をつけるのが大部分かと思います。同時に、高齢になると医療費や介護費用がかかることが多くなります。自分のため、健康に注意することは十分必要だと思っています。

町では、健康寿命を伸ばすため、こういったことに取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

健康寿命の延伸につきましては、国・県の健康づくり計画において重要な目標となっておりまして、またそのためには、日本人の死亡者数の約6割を占める生活習慣病対策が非常に重要であるとされております。

浪江町におきましても、死因の56.8%を生活習慣病が占めておりまして、浪江町健康づくり総合計画（第二次）におきまして基本目標の一つに掲げ、生活習慣病対策を最優先の課題として取り組んでおります。

具体的には、運動習慣や食生活、飲酒、喫煙など、生活習慣そのものの改善が最も大切であることから、総合健診の結果に基づきまして健康相談や特定保健指導を実施し、生活習慣病の発症の予防及び所見のある方の重症化の予防などに取り組んでおります。

また、生活機能の維持向上も重要でありまして、健康教室事業の中で、ロコモ・はなまる教室、ノルディックウォーキング教室など、無理なく楽しみながら実践できる運動教室を定期的に実施しております。

さらに、今年度の新規事業としまして歩行力アップ事業を実施しておりまして、最も身近で基本的な運動である歩行について、その質や歩行生活年齢などを可視化できる歩数計を利用しまして歩行の改善と継続を図ることで、高齢になってからの足腰の機能低下及び転倒リスクの予防、軽減を図っております。

そのほか健康寿命の延伸に寄与する取組は、介護予防教室や成人歯科健診など、多く実施しているところでございます。

しかし、その一方で、これら様々な事業にご参加いただきたい健

康リスクのある方々に電話等でお声がけしても無関心な場合や、また、そもそも総合健診を受診されず健康状態が把握できない方もいらっしゃると思いますことから、まずは健診の受診勧奨に努めておりますとともに、健診会場のその場でチェックできる項目について現場で即日の保健指導の実施や、また健診結果の郵送について、一部の方は郵送ではなく手渡しに変えて対面での指導、またイベント会場でのPRなど、実施方法にも工夫と努力を重ねているところでございます。

今後もこれらの事業の効果を検証しながら、健康寿命の延伸に向けた施策を実施してまいります。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 健康保険課は本当にいろいろと大変だと思います。現実的にこれを言っていくと、みんな自分自身が気をつけるのが一番なんですよね。ただ、そういう啓蒙活動は私は必要かと思っているんですよ。

何か分かりやすく、健康寿命を伸ばすと結局どれだけ自分に影響があってやっぱりいいんだよと、それを知らせることも必要だと思うんですよ。電話でやってもなかなか理解できないと思います。いかに分かりやすく町民に訴えるかが基本だと思いますけれども、その点、町は、何か文書とか、書面とか、ポスターとか、そんな計画はないですか。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） 当然ながら健診の結果というものはお渡しすることになるんですが、郵送で送っていたものを、今度は少し数字の悪い方などは対面に変えて、その場で保健指導しながらお返ししたりするような事業も行っているところでございます。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 幾らたばこを吸っても百何歳まで生きた人もいますけれども、注意しても病気になる人も多くいると思います。ただ、健康は自分のためだと、やっぱりこういう啓蒙活動が私は必要ではないかと思っています。大変ですけども、やっぱり町民のために分かりやすく説明できるような、そういうのをお知らせするのも必要かと思っています。

あと、悪いけれども自己責任なんですよね。今日健康でも、あしたどうなるかは幾ら健康に気を使ってもどうしようもないですから。ただ、やっぱりそれでも気をつけるのが大事ではないかと私は思っています。

じゃ、次の質問に入らせていただきます。次は、防災についてち

よっと思っていることを質問したいと思います。

町ではいろいろ防災訓練とか、先ほども町長の行政報告にもありましたけれども、行っていると思います。また、最近、線状降水帯など、何十年に一回とか言われる大雨が毎年のように全国何か所かで起きている状況です。局所的な災害が今は本当に大変だと思っています。

町でも防災センターが浪江インター近くにでき、対応に便利になったかと思います。その中で、現在、以前の行政区のときとは違って移住者も増え、コミュニティも取れている中、取り残される住民がいないように考えているとは思いますが、高齢者の単身世帯や高齢夫婦で生活して車を運転されない世帯もあるかもしれません。夏頃、防災無線で早めに避難するよう放送がありましたが、そのときも何世帯か避難したと思います。そういった車を運転されない高齢者など弱者の避難にどう対処しているのか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

現在策定中の個別避難計画というものがあまして、そちらに沿って対応することになります。個別避難計画とは、災害対策法に基づき、高齢者や障害者等の避難行動要支援者お一人お一人の状況に合わせて、支援者、避難先、必要な配慮などを記載した個別の避難行動計画のことです。

令和6年12月現在で合計33件策定済みであります。令和5年度から行っており、支援団体等、特に警察や消防、民生委員や社協などへの情報提供の同意が得られた方だけの策定となっております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 平常時ならいいんですけれども、夜遅くとか、やっぱり役場職員の方も避難先に戻ったりして人が少なくなっているときに大雨が来たら、予測はしているんでしょうけれども、そういうときは一番大変だと思うんですね。

社協の人も大体把握はしていると思うんですけれども、現実にはその人たちがいない休みとか、そういった対策はきちんとしているんですね。

○議長（平本佳司君） 答弁者。

総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） お答えをいたします。

ただいま避難行動計画のお話をさせていただきましたが、事前にそういった方々も把握しまして、有事の際につきましては、連絡等

を優先的にさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、次に、避難非常食についてですけれども、各地区の防災コミュニティセンターや防災センターなどに非常食を常備していると思いますけれども、どれくらいの量保存をしているのか。あと非常食も賞味期限があると思いますけれども、どう管理しているのか、お伺ひしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

非常食につきましては、非常用米、アルファ米ですね、こちらが約2,000食、非常用パンが約1,000個、みそ汁、スープが約1,800食、ペットボトルの水を約7,300本用意してございます。

管理につきましては、各防災コミュニティセンターや防災交流センター備蓄倉庫に保管をしております。年1回の棚卸しを実施し、賞味期限が近くなったものにつきましては、防災訓練等の際に試食等として提供などをしてしておりますが、期限が切れたものにつきましては提供できないことがありますので、廃棄処分となっております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） あと食生活もさま変わりして、食品のアレルギーが結構問題になっています。今分かっているだけで28品目の食品があるそうですけれども、町で準備している非常食はアレルギー対応食なのか、お伺ひします。

○議長（平本佳司君） 暫時休議します。

（午前11時00分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前11時01分）

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

ただいま準備しているものにつきましては、アレルギーの対策のものはございません。ただ、対応はしておりませんが、アレルギー性のあるものについて、乳製品とか、そういったことについての表示はしておりますので、それを個別に、そういう方がいらっしゃい

ましたら食べないようにするとか、あと今後、導入に対して検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） アレルギーは本当に、エビ、カニ、クルミ、小麦、そば、卵とか、あとリンゴなんていうのもアレルギー質なんです。今、アレルギー対応食という非常食があるんですよ。だから、全部とは言わないでも、やっぱり最低何食か用意しておくのも必要かとは思っています。

あと非常用の賞味期限、さっき廃棄処分と言っていましたけれども、2年以上の賞味期限がある食品は、未開封で適切に保存していれば1か月賞味期限が過ぎても大丈夫なんですよ。あと、5年であれば3か月、10年であれば半年、20年であれば1年食べられるそうです。

あと、いろいろ先ほど言ったけれども、防災訓練とか、やっぱりそういういろんな活動で非常食を試食するのも必要だと思うんですよ。そしてできるだけ廃棄をしないで、フードバンクでは1か月以上の賞味期限がないと受け取ってもらえません。ただ、無駄な廃棄処分になるんだったらやっぱり計算して、いろんな、運動会でもこういう非常食でやっていますとか、町の活動で生かしたほうがいいと思うんですけれども、そういう考えはないですか。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） お答えをいたします。

先ほどもちょっと触れましたが、防災訓練等の際に試食としては、数は少ないですけれども、参加者に対して提供はしております。

ただ、今後、賞味期限につきまして十分管理をしまして、事前にそういった団体等へ送れるかどうかも含めて検討はしますけれども、できるだけ廃棄が少なくなるような形で検討はさせていただきます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 非常食の管理は難しいんですよ。同じ賞味期限じゃなくて、5年、10年、15年とか、やっぱりずらして保存しておかないと、無駄な廃棄処分が多くなるんですね。だから管理が一番大変なんですよ、非常食は。よろしくお願ひしたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。いろいろありがとうございました。

○議長（平本佳司君） 以上で12番、松田孝司君の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君）　ここで、昼食のため13時00分まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 0 4 分）

○議長（平本佳司君）　再開します。

（午後 1 時 0 0 分）

◇渡 邊 泰 彦 君

○議長（平本佳司君）　11番、渡邊泰彦君の質問を許可いたします。

11番、渡邊泰彦君。

〔11番 渡邊泰彦君登壇〕

○11番（渡邊泰彦君）　議長より質問の許可が出たので、一般質問をさせていただきます。質問形式は一問一答方式なので、よろしくお願いします。

それでは、今回の質問事項は、1、将来の公共施設の運営について、2番目が、将来の研究施設の運営についてと書いてありますが、ちょっとコピーペーストしてしまったおかげで、「運営」についてのところを「関わり」に訂正させていただきます。

それでは、1番のほうから質問させていただきます。

2番議員と12番議員と質問があったとおり、新聞報道で出て町民の方がいろいろ心配しているということで、私のほうにも何人から連絡が来まして、一体復興予算はどうなっているんだというようなことがあって、我々議員もみんなこういった形で町長に質問をぶつけているというのが今現状だと思っています。そこで、先ほど紺野議員の質問に対して吉田町長のほうからご丁寧な答弁がありましたので、非常に私自身も理解しておりますが、ただ、質問の方向性を変えるというわけではないんですが、（1）番の行政事業のレビューについて、その文書の中身を砕いて読んでみますと、我々審査員も議員がやっておりまして、国の様々な事業を終了させるときのセオリーと言うんですかやり方というんですか、あまりいいやり方ではないというも思っているんですが、まずは情報を皆さんにご提供すると。各市町村の反応を確認して、そして、それを修正をかけて終了するというのが一つの流れになっている。当然同じ手法を使っていたんですけれども、そんなことで、国がこういったことを情報提供してきたということは、必ず何かのことが起きるというふうに想定しているわけです。

ただ、その中身をよくよく見ると、やめるというわけではないん

です。要するに、加速化交付金にしろ自立・帰還支援雇用創出企業立地にしても、見直すということ、整理する、整頓するということをやっているなというふうに私は読み取りました。そこで、町長をはじめ議長も含めてお願いには行ったということなんですけれども、ここの中で国の読み取りを詳しくすると、これは今市町村で抱えている復興の事業をきちっと見直して、本当に必要なのか必要じゃないのかということを見定めるということになっているのかなというふうに思っています。それで、その中で書いてあったことは、帰還人口の人数と今まで使っていた復興予算がどういうふうに費用対効果が出ているのかということが一番大事だろうなと思って読んでいました。その中で、我々浪江町と同じ条件のところというと、市町村を探すと、富岡町が割と近いなというふうに思っています、避難指示の時期もほとんど変らなかったです。その中で、富岡のほうが、今まで自立支援の創出立地補助金で使ったお金が、富岡の場合は10億451万円、浪江の場合は17億4,000万円使っています。その中で、帰還している人口が、富岡が2,300人、浪江が約2,200人。使った金額に関して戻ってきた人口が同じぐらいだ。使っている金額はかなり多いというのが、ちょっとこの数字で、向こうで示してきたので、この辺の見直しなのかなと思っています。

それで、もう一個、ちょっと質問が被るので2番まで行きますけれども、2番目に私が書いたのは、福島再生加速化交付金は865億円が浪江町に配分されています。そのうちで自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金は174億円執行しています。その中で2,200人という帰還人口になっているということで、この部分を、今考えるとこの部分を減らすということは考えられるんだと思いますが、ただ、浪江の場合は、これからF-R-E-Iが立地されるようになっています。F-R-E-Iが来るということは、常々副町長にもお願いしているところなんです、F-R-E-Iにくっついてくる民間企業がかなり期待されると。それによって、浪江が爆発的に人口が増えるのであろうという想定される中で、やはりそこにくっついてくる民間企業というのは、やっぱり自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金、俗に言う立地補助金、これがアドバンテージになるんだというふうに思っていますので、この辺、町長としては全体的なお願いになるかと思うんですが、その参謀として、やはりこういったところの分析をしながらきっちりと裏付けをして、加速化交付金なり立地補助金を取るようなスタイルをこれから取るべきだと思うんですけれども、考えをお願いします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金につきましては、これまでも町内への企業の立地が進み、そして多くの雇用の場が創出されるなど、まちの復興とイノベーション構想の推進に大きな効果を果たしているところであります。今後、F－R E Iの整備に伴い、研究開発企業の進出、さらには交流人口の増加等が見込まれるなど、さらなる産業振興の機運が高まってくることから、まちとしましては、この機を逃さぬよう新たな産業団地整備の検討を進めているほか、浪江駅西側地区を公民連携まちづくりエリアとして位置づけ、民間の活力を取り込むための各施策の検討を行っているところであります。

これらを実現するためには、民間企業をまちに誘致するための優遇制度であります自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金が必要不可欠であり、帰還困難区域の再生そして持続可能なまちづくりに向け、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の現行スキームでの制度継続と十分な予算の確保、地域の実情を踏まえた制度運用を引き続き国に強く求めてまいります。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 副町長のほうの当たり前の答弁を今聞いたわけですが、それでも、それでは駄目なんです。そういうふうに希望するとか、要望するのは町長なんですよ、町長。その裏付けをするのが参謀なんです。そういうふうに希望しますといたら、みんな希望して、じゃあ、希望したらなるのかということなんです。ですから、今言っているのは、特に福島再生加速化交付金については、同じような事業じゃないですか。同じ事業ばかりじゃないですか、各市町村。それを1つになって、合同でそういったものをやるものに関してはいいいですよとうたっているんです。ですので、企業立地補助金も浪江だけで使おうと思うとそういった制限が出てくるので、その辺は、お隣の双葉町、南相馬市等々そういったところも今後は打合せしながら補助申請していくべきではないですかということを行っているんですけれども、お答えをお願いします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

今後、国の指摘等を踏まえますと、今議員ご指摘のとおり近隣の町村との連携した取組が非常に重要になってまいります。例えば農業分野におきましては、今般玉ねぎの乾燥施設のほうが富岡町のほうに完成いたしまして、浪江町の玉ねぎにつきましても富岡町のほうを活用されているような状況でございます。こうした事業を様々

積み重ねながら、今後様々な町村との連携あるいは企業ともよく話し合いをしながら、より効果が高まるよう方策を我々検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） その答えを希望しているんですけども、ぜひこれ冒頭に申しましたけれども、国がこういうような、要するに情報を発信するということは、これはもう必ず何かがあるというふうに思ったほうが間違いはないですよ、経験上。だから、それをできるだけ食い止めるためには、トップ、うちで言えば議長なんですけれども、あと町長と、そういった方がまず先行的に動いていただいて、ご要望していただいて、それに付随するものを各幹部職員が具体的にしていくということが非常に大切だと思うので、その辺はぜひよろしくお願いしたいと思います。

そこで、3番目の質問につながっていくんですが、このように、国の補助金とか交付金が不透明になってきたと。ところが、震災から要するに早期に目指すためには、絶対にそういった資金という、お金というのが必要になってくるのは誰でも分かると思うんですが、それを、国の補助金・交付金が不透明になる中では、やはり今市街地整備課のほうで新しい取組をしていると思うんですが、PPPの代表的な手法でありますPFIの活用というのはさらに必要になってくるかと思うんです。民間の資金を利用するということになるんですが、要するに、民間事業から資金を調達する。すなわち官民連携による戦略的手法により、公共団体は一度に多額の資金を支出することなく財政負担が平準化されるということ。その中で、6月の一般質問でも少し議論したところだったんですが、今現在、このアプローチ、研究というのはどんな形になっているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

まちの財政状況や人口動態、公共施設の老朽化などに適切に対応しながら持続可能なまちづくりを実現していくことは、喫緊の課題であると認識しております。このため、現在、まちでは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的手法や行政の効率化等を図るPPPの活用、公民連携によるまちづくりの検討を進めているところであります。具体的には、10月3日に東北PPP・PFI協会との共催でPPP・PFIフォーラム in なみえを開催し、公民連携まちづくりの事例報告や浪江駅西側地区における公民

連携まちづくりの方向性・可能性に関するパネルディスカッションを通して、町民の皆さんや民間事業者の方々などに公民連携のまちづくりについて考えていただく機会を持ったところでございます。また、来年の1月25日には、第3回の公民連携セミナーの開催を予定しており、引き続き町民の皆さんや民間事業者の方々との対話を重ねながら、浪江町における公民連携によるまちづくりについて検討を深めてまいりたいと考えております。

今後とも、公民連携手法について、専門知識、ノウハウ、経験を有する専門家等の意見も伺いながら、まちの実情に適した公民連携の在り方について検討を進めるとともに、公民連携の推進に関する考え方を来年度に改訂作業に着手する浪江町復興計画第3次の後期に位置づけるなど、町役場全体で公民連携の取組を進めるようしっかりと取り組んでまいります。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 先ほどの町長の行政報告の中にもうたわれているとおриだと思うんですけれども、非常にまちとしても力を入れている事業だと思うんです。私も商工会のほうから通してそういったご案内が来ているんですが、なんか議員のほうにはなかなか案内が来ないので出てはいけないのかななんて思っはいたんですけれども、ああいう勉強会があるようであれば、少し我々の頭の中で、じゃあ、どうするんだということではないかと思うんですが、ある程度このシステムそのものを我々も勉強しないといけないと思うんです。たまたま私は商工会にいますので、それを頂いているんですけれども、こういったご紹介を我々サイドにも少しいただいて、できれば一緒になって勉強していきたいと。これから、さっきからくどいようですが、国の支援がどうなるのかという不透明なときに、やはり民間の力と民間の資金と、そういったものが浪江の経済を潤すような形になっていけば復興も大分進むのかなと思っていますので、ぜひその辺をお願いしたいなと思います。

それと、1番目の質問はこれで終わりにしたいと思ったんですが、実は、たまたまなんですけれども、産業建設常任委員会というのには私は所属しているんですけれども、その視察で山形県の長井市のほうにちょっと視察に行かせていただきました。市街地への誘導を目的としたコンパクトシティの取組ということで、我々その辺を勉強させていただきました。少し話をさせていただくと、視察研修してきたところは、鉄道と駅が1つの建物の中に、隣接じゃなくて共同で造っておりまして、現地をそのまま視察したんですけれども、本当に駅が隣にあって、隣に市役所があって、市役所の受付がすぐ

そこにあるというようなスタイルで、本当に見える化の典型的な例だと思って見てきました。浪江駅をそうしろということではないんですが、たまたまフラワー鉄道、長井市のずっと通っている道路が、なかなか人が乗らなくて廃線というような、路線がなくなるというような話の中で、それを残したいということで、要するに上下分離方式で、下は町の、上だけ運営をお願いするというような方式でできたものですから、たまたまそこに、駅のところに土地があったので、それと合体したということ。合体して造った。

それと、もう一個いいところというのが、防災の面で、前の長井市役所というのは、なかなか水害が考えられる時期だったのを、ちょっと水害がない場所に、防災の観点からもよかったということでそこに移動したらしいんですが、それはちょっと前置きなんですけれども、そこの横にくるとという、これは何かというと、庁舎のすぐ隣に、子供が遊んだり学んだり、図書館があったり、そういったものがある施設を造ったんです。これが、要するに官民連携で造った建物なんです。それで、そこを造ったのが、多分俺の記憶だと、下着かなんかでグンゼという会社があって、その会社が何十年もそこで工場を造っていたんですが、その工場がなくなって、跡地だけが残ったと。そこに、グンゼのほうで長井市と連携で、官民連携ということで、グンゼがその遊び場を作って、運営はもちろん市でやってるんですけれども、そんなようなところを見せていただいたので、ちょっとこれ参考になるのかなと思っているので、ぜひ今後こういった話を進める中で、視察をしたり向こうにいろいろ聞いたりとやっていただくのもどうなのかなと思うんですけれども。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

先行事例から手法を学び施策に生かしていくことは、非常に我々としても重要であると考えております。これまで、昨年11月に、岩手県の紫波町、それから宮城県の女川町など、今年7月に埼玉県和光市への先進視察も行っております。いずれの自治体におきましても、公民連携に向けました体制が構築されておきまして、まちづくりの主役は民間であり、公共は支援する立場というスタンスが明確であると感じてまいりました。このような中、現在まちが浪江国際研究学園都市構想のタウンセンター形成に向けた取組として進めております浪江駅の西側地区のまちづくりにおきましては、まちが基盤整備を行いまして、その後の施設整備や施設の経営・運営は民間が実施することを基本とする企業誘致的な手法を進めることを検討しているところでございます。今後とも、先進事例の調査等を行い

ながら、施設の整備や管理に要する経費の縮減や利用者の利便性の向上を図ることができるよう効果的な公民連携施策の立案と実行に取り組んでまいります。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） それで、一度行ってもらいたいというのが、お願いしたのは、実はこれ官民連携でやったわけですが、最終的にくるとという、俗にいう、ここと言えばふれあいセンターなみえにあるみたいな遊び場があって、屋内も屋外も両方あるんですけれども、そのほかに図書館があって、その使用料がゼロ、無料なんです。それは、無料なのは長井市民だけでなくて他から来た人も無料だという話を聞いてきたので、それで、運営がなかなか厳しいんですよ、やっぱり。中で働く方もいるし、やっぱり指定管理していただいて、何千万円というお金を流すというか投入しておりまして、そういう管理の仕方もいいのかなというのもあるし、それと、あと、最終的にどうしたかというと、建物と土地はグンゼの土地、建物はグンゼで建てました。今現在どうなっているかというと、グンゼの土地には市が借入金を払っています。つまりお金を払っています、月々なんぼ。建物はそっくり買い取りました。ということは、基本的には官民連携でやっていた姿がそうでなくなったという事例にもなるのかなと思ったんです。私も話を聞いていて、なるほどと、そういうふうな現状があったのかということもあるので、今市街地整備課がいろいろ進めようとしている中で、そういった事例もあると。実はうまくいっているようでうまくいっていなかったという事例もあるので、その辺もちょっと今後、浪江でいろいろ利用するに当たって少し参考にさせていただければと思います。これは、お答えは結構です。

次に、将来の研修施設との関わり、要するにF－R E Iと浪江町の関わりということで、若干市街整備課のほうにお尋ねしたいと思うんですが、やっぱり長井市に行ったときに、同時に山形県の鶴岡市のサイエンスパークと呼ばれている研究施設のほうを視察してきました。内容もかなり詳しく聞いてきました。その中で、当然これ町としても行っているはずなんで、行っていると聞いているので何人かの方が行っているはずだと思うので、そのときに、これ質問というよりも、我々が行ったのと町サイドが行ったときのニュアンスとか感じ方をちょっと教えてもらいたいなと思ってここに質問を入れたので、ちょっと上から順に、暴敵で申し訳ないですが、お答え願えればと思います。サイエンスパークの整備経過、研究所開設、地元産業との連携、人材育成等の話を聞いたと思うんで

すけれども、何か参考になるところがあったのかどうか、お尋ねします。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 質問にお答えいたします。

鶴岡サイエンスパークの整備経過は、21.5ヘクタールの事業用地の一角に慶應義塾大学先端生命科学研究所が開設されたのを契機に、約20年間でレンタルラボやホテル、児童施設など、その時の需要等を捉えて施設の拡充をしながら現在に至っております。当町においても、町内の震災復興事業状況やF－R E Iの発展などの状況の変化に合わせ、将来的な施設拡充の可能性としてのまちづくりエリアの創出などの検討は必要なものと捉えております。また、産業との連携については、慶應義塾先端研との共同研究や共同研究による成果を活用した事業化に取り組む事業に対する県からの助成金があります。地域産業への波及を進めるために、そのような制度も有効ではないかと考えております。さらに、人材育成については、学生が実際の研究現場で経験を積む機会として、高校生研究助手プログラムや特別研究生制度などがあり、ベンチャー企業の担い手などの将来的な人材育成と地域内での就職促進にも寄与しております。国際的な人材を地域で育てる仕組みとして、有効だと感じたところでございます。これら先進事例から学んだことを念頭に、F－R E Iや関係機関との調整や周辺整備などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 課長のご説明をいただいて、よく研修してきたなというふうに感心しているところですが、ここの研究が1つの分野だけというのは多分分かってると思うんですけれども、浪江の場合は5分野にわたってやるというふうな想定なので、規模的にも大分違ってくるんだろうなというふうに思って、私も感じてきたんですけれども、ここで、2番目のほうの、項目で言えば（3）なんですけれども、そこに進出してきた研究機関、参画企業、もう一個はベンチャー企業、こういった研究機関、F－R E Iそのものではなくて、F－R E Iにくっついてくる、研究したものを利用して、言葉はちょっと汚いかもしれませんが、商売にしようと、それを商売にしようという民間企業が必ずくっついてくるんです。山形の場合も相当な数がくっついてきているので、そういった、こっちに来ていただける民間企業に対して、まちとすれば、こういった支援策を今のところ考えているのか。それとも、もう勝手に来てくださいねと、あとはやってくださいねというスタイルなのか、いやいや、待

て待てと。こういう形で、まちは、場所はこういう形ですよと。こういったことをお願いしますよというふうになるスタイルなのか、ちょっとその辺のお答えをお願いします。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 質問にお答えいたします。

鶴岡市では、研究機関や企業等への支援策として貸事務所の整備をしまして、安価な単価設定での貸出しを行うことで、企業等の創業初期の金銭負担の軽減を図っております。しかし、今後の施設の維持管理や入居企業の新陳代謝が進まないという課題もあるとのことでした。ベンチャー企業等の成長段階に合わせた町内での活動の場、将来的に根づくための受皿となる区域等の整備が必要と考えております。今後、需要等を把握し、関係各課とともに施設整備や支援策の検討などを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今言ったように、最先端の研究なので、それを自社のものにして商売にしていこうというのは、なかなか時間がかかるというのが現状のようです。私も聞いてきて、同じ認識なんだなと思って今安心したんですけども、それによって何が起きていくかというと、サイエンスパークそのもののそういった研究機関とかそういった民間企業、ベンチャー企業が来る期日はもう決まっていて、最大限に危惧している状況なんです。今どういう状況になっているかというと、早く独立して別のところに出て行ってくださいねと。それで、そこにまた今募集で来ているところを入れたいというような形ではいるんだけど、なかなかそこに出て行くとかそこまでの実績が上がらない。ある程度支援していただいて、まだまだ駄目なんだということがあるので。

先ほど話したとおり、ここは1つの研究だけなんですよね。これが5つの研究になってくると、掛ける5ではないとは思いますが、もしそういったように支援したいと、いろいろ話したいというのであれば、やっぱり場所の確保というのはかなり必要なかなと思っています。それで、今産業振興課のほうでも近くに工業団地を造成する計画があるというふうにはお聞きしているんですけども、あのぐらいでは、なかなかベンチャー企業が来た場合に、入れるまでの時間もあるし、足りない企業がどんどんどんどん増えてくるという事態になるのもどうなのかなというふうな懸念があるので、そこで、一番最初の質問で、加速化交付金等々立地事業を含めて、なかなか先送りするようなイメージでいるので、その辺を具体

的に計画して、２年後、３年後が来る前に、そういったものを補助金として交付できるような準備だけはしておいたほうがいいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

F－R E I の効果をしっかりまちで受け止めるためには、やはり議員ご指摘のとおり産業空間づくりというものが非常に重要だというふうに思っております。そういう中におきまして、今、令和８年度の開設に向けまして、産学官の連携施設のほうを今整備を進めておりますので、まずはいろんな企業や大学が、そこで意見交換をしながらイノベーションを起こしていく、あるいはF－R E I の研究につなげていくような取組をまずはしっかりとやっていきたいというふうなことで考えております。

また、あわせまして、川添産業団地のほう、今、国のほうと施設整備につきましの財源確保につきましの協議を進めておりますが、これのみならず、様々な企業から引き合い等もいただいている状況でございますので、今浪江インター近くにつきましても新たな産業団地を整備すべく検討のほうを進めておりますので、そういった準備並びに産業空間づくりというものもしっかり一つ一つ着実に進めながら、F－R E I の方向をよりしっかりまちで受け止めていけるよう今後とも各課横断的にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今の答えをお待ちしていたんですけども、やっぱりさっき副町長が言ったように、室原のほうにも川添のほうにも見学というか今していると。それを、ここで言いたいのは、考えているのはいつまで考えたっていいんですけども、実行に移すには時間が少ないんですよ。その辺を早急にまとめて、必要性を訴えながら、国の補助金・交付金をつかむというような作業というのは、それはやっぱりこういう事態になったら急展開でもないですけども急ぐ必要があるのかなと思っているので、ぜひ今の構想をなるべく早くまとめて、ある程度理論付けて、国が納得できるようなスタイルにしてください。

それと、最後というか最後から２番目なんですけれども、F－R E I が来ました。それに民間企業が入ってきました。そうしたときに、地元の住民、先ほど人材育成を含めてもなんですけど、それと地元の企業、要するに今地元にある企業、それと地元の住民、これ地域貢献とかこれに対する経済波及とかあるかと思うので、その辺を

今からこういった形のつながりというか触れ合いがいいのか、そういったことも、計画というか頭に描きながら、ある程度のシミュレーションをしておかないと、いざ入ってきました、あの人たちは何なのかねと。遠くから来ただけですねと。何か浪江の人口が増えましたねというふうになっては俺はまずいと思うんです。やっぱり浪江町はあくまでも浪江町。浪江に元からいる今戻ってきている住民と外から入ってきた新浪江人がしっかり触れ合えるような計画もやっていかないといけないのかなと思うんですよね。それに対して、ちょっと質問と、もう一個、一番視察に行つて興味を持ったのが、民間企業とか研究者も含めて、数字はちょっと今忘れちゃけれども、その方の住宅に関してどんな手当をしているんですかという質問をこちらのほうからぶつけたんですけれども、何もしてないんですよ。自分で見つけて自分で住んでというふうな、ちょっと私も聞いて驚いたんですけれども、そういう感じでサイエンスはやっているんですよ、驚いたんですけれども。その辺、逆に浪江の担当課に聞きたいんですけれども、その辺の住宅というのは、イメージ的にはどんなふうなイメージを持っているのか教えてください。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） まずは、地域貢献、経済波及効果などについて、お答えいたします。

鶴岡市では、立地による経済波及効果が、2019年から2021年の3年間の平均で41億600万円としており、6年前に行われた前回の調査結果から、10億2,900万円増加したと分析しております。各産業部門で見ますと、業務支援サービスが23.5%である中、小売業や住宅賃貸、建設業、運輸業への効果も高いことから、直接的に研究に関わらない業種にも広く効果が及んでおります。また、雇用面においては、サイエンスパーク内の雇用の約580名のうち、約8割が市内住居、居住であることや、最先端の研究や魅力的なベンチャー企業の立地などが魅力的な雇用となり、若者の定住人口の増加の要因となっております。

最後に、地域貢献という面では、鶴岡サイエンスパークまつりという地域の科学技術や文化を広く市民に紹介し、科学への理解と興味を深める施設開放型のイベントを地域と教育機関や研究機関、企業と連携して開催し、地域の活性化等にも寄与しております。F-R-E-Iにも同様の効果が期待できますので、引き続き地域経済の好循環に寄与できるよう取組の支援を行うとともに、各種調整を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 住宅に関するご質問について、お答えいたします。

今現在、町内におきましては、浪江駅周辺整備事業やF－R E Iへの期待感から、民間企業によるアパート等の建築が続いているところでございます。今後将来的に、F－R E Iにつきましては500人規模の研究者が川添のところで働くというふうに言われておりますし、関係人口等を含めますと、500以上の規模になるというふうに我々は受け止めているところでございます。今後そういったF－R E Iの動向であるとか、そのほかに、まちの人口の動態、それから交流人口様々なデータ等も積み上げながら、必要となるそういった住宅の規模等も、当然に民間の投資をしっかりと呼び込みながら、必要に応じて、公営住宅が必要であればそういったものの検討も行いながら、誰もが快適に過ごせるようなまちづくりを浪江国際研究学園都市構想の下、しっかりと築いてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） よく分かりました。それで、一応最後の質問に入るんですけども、先ほど副町長のほうから学園都市に関してお話をいただいたんですけども、浪江国際研究学園都市構想、今現状で、最終的にここまでというふうに考えたときに、大体どのぐらいまでの進捗率だと思っているのか。これから何が足りなくて何をやらなきゃいけないのかというのが分かれば教えてください。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

この構想に関しましては、今年の3月に策定したばかりでございまして、まだ進捗につきましては、まだスタートしたばかりでございまして、まだまだ数字に表せられるような状況にはないというふうに受け止めております。目標に関しましては、まちづくり、産業づくり、つながりづくりというふうな大きな3つの柱を掲げておりますけれども、まちづくりにつきましては、先ほど来、答弁させていただいていますとおり、浪江駅の西側地区におけます整備検討を今鋭意進めているところでございまして、あわせて、町民の皆さんの参画の下、英会話教室でありますとか多言語化共生事業など進めているところでございます。また、産業づくりに関しましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、川添であったり浪江インター近傍であったりということで、今現在産業団地の整備検討を鋭意

進めておりますほか、町内の企業とF－R E I とがコミュニケーションを取るような場の創出も今努めているところでございます。

最後になりますけれども、つながりづくりにつきましては、先月開催されました浪江復興十日市祭におきまして大学と連携した子供向け科学教室を実施しますとともに、町内での相互の学び合いの場の創出に向けまして、住民団体が活動しやすい環境整備に向けた話し合いなどを進めているところでございます。構想の具現化に向けましては、一つ一つ着実に進めていくことが非常に重要であると考えております。今後とも住民の皆さんや民間事業者の方々をはじめ、まちに関わる様々な方々との連携を図りながら、構想に掲げる取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今副町長の説明があったんですけれども、私も計画書が手元にあるんですけれども、ここにうたっていることは、4つの大きな項目ですけれども、持続可能な浪江町にするためには、多分これのどれが一つ欠けても駄目だと思うので、その辺は、きっちりここまで今来ていますので、もうすぐここですよという目標を立てながら進捗状況をチェックしていかないと、いつの間にか1つ抜けてしまったみたいになってしまうので、その辺はやっぱり、担当課としてその辺のチェックをする。最後終わって見たら、これだけしかできなかったということでは、今言ったように持続可能な浪江町をつくるためには、4つの項目のどれが抜けても多分持続可能にならないと俺は読んでいるんです、これを見て。その辺の実行はきっちりやりながら、進捗状況を把握しながら最終的な目標に向けてやっていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

来年の復興計画につきましては、後期の見直しに着手するというふうなところもございまして、必要に応じまして目標設定を中長期の視点から行っていくというふうなことにしております。当然、浪江国際研究学園都市構想の上位計画が復興計画というふうなことになりますので、当然に連動性や整合性を図る必要があるというふうに思っておりますので、その見直しを進める中におきまして、当然に構想におきましても目標設定等を行う必要があるというふうに考えておりますので、相互の計画のしっかりと連動を図りながら、お互いが相乗効果を見ながらしっかりと実現に向けて取り組んでいけるように進めてまいります。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 11番、渡邊議員の質問の中で、冒頭、今日は3人から様々な制度のレビューについての関連で質問があったと思います。様々な詳細については、成井副町長、課長から今答弁がありました。1つだけ、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今、今後当町におけるF－R E I、そして学園都市構想、そして駅の一団地、西地区の今後の開発等々、民間の資本を導入した形のP P P、P F I等の新たな制度の模索、それを含めて、全体的に濃い時期に来たのかなと思っていますから、あえて1つだけお答えさせていただきます。

このレビューを受けて、県や国に対しても当町の新たな制度の、いや、失礼、既存の制度の継続については国に求めたきたところがあります。加えて、今渡邊議員から質問があったとおり、今後震災から20年で完成形が出来上がるのか。学園都市構想、F－R E Iを含めた整備等であります。私は、こういう話をして要望させていただきました。先ほど渡邊議員がおっしゃった帰還者の費用対効果の数的な表現もあるでしょう。あとは、震災から時限的な10年、20年という表現もあるでしょう。それを超えた形で、当町にあっては、震災から20年以降にも国のある意味支援が必要という訴えをさせていただきました。それは、F－R E Iを含めて、当町が様々な今の復興のプランが20年以降も継続していくだろうという考えから要望させていただきました。

浪江の復興は多岐にわたります。そして、それぞれが様々な分野にわたります。そういった思いで、このレビューを受けて、国に対しては強く予算制度、そして新たな制度の継続、そして新たな制度の創出を踏まえておりますので、どうか、今日は三方の議員からレビューに関連したご質問がありました。我々執行部としても、今後継続的に、来年の恐らく夏以降でしょう、この制度が明確になるのは。年明け早々しっかりと議会、議長、そして議会の皆さんと一緒にこれらについては傾注しながら国に要望してまいりたいと思いますので、どうかひとつ記憶に残していただければと思って答弁をさせていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） すばらしい答弁をいただきました。終わります。

○議長（平本佳司君） 以上で、11番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

ここで、午後2時まで、14時まで休憩に入ります。

（午後 1時47分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午後 2 時 0 0 分）

◇山 本 幸一郎 君

○議長（平本佳司君） 9 番、山本幸一郎君の質問を許可いたします。
9 番、山本幸一郎君。

〔9 番 山本幸一郎君登壇〕

○9 番（山本幸一郎君） 9 番、山本幸一郎です。議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。質問は通告どおり一問一答でよろしくお願いします。

初めに、1 番、農地整備についてを質問させていただきます。

町内では、現在多くの地区で圃場整備が進んでいます。また、予定も進んでいます。そこで、質問させていただきます。整備事業費、工事費は補助金で、工事費は今のところゼロ％。しかし、土地改良区の事務費が工事費の 2％と言われています。なぜ工事費の 2％が事務費なのか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 質問にお答えします。

圃場整備を行う場合、通常工事費の 12.5％の受益者負担金が発生いたします。現在、福島再生加速化交付金によって、受益者負担金なしで事業を行うこととなっております。ただし、土地改良法に基づく事務については、交付金対象外となっております。請戸川土地改良区では、地元からの申請を受けて事務を受託することとしており、平成 9 年 10 月に、請戸川土地改良区事業受託規程第 5 条において、委託料は総事業費の 2％と定められております。

○議長（平本佳司君） 9 番、山本幸一郎君。

○9 番（山本幸一郎君） そこで、先ほどの質問にもありましたが、工事費が上がれば事務費も上がる。多くの農家の方々から、工事費が上がっても事務費は変わらないのではないかとよく言われます。そこで、役場担当者の方にもこのような会議の場では言われていますが、答弁は一切ありません。2％のままです。

もう一度お尋ねします。工事費が上がれば事務費が上がる。これは、どう見ても事務には関係ないと思われるんですが、もう一度質問します。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

請戸川土地改良区定款及び事業受託規程においては、平成 9 年 10

月に、小高、浪江、双葉、請戸川の4土地改良区が合併時の決定事項であり、委託料の具体的な積み上げによる積算根拠等を示すことができないと聞いておりますので、決まりなのでなかなか2%は変えられないということを改めてお答えさせていただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 再度の質問で大変申し訳ございません。やはり土地所有者から負担金をいただくのであれば、定款がどののじゃなくて、このぐらいかかるからこのくらいお願いしますとか、そういうような説明があるべきかと私は思います。定款は、いつこのようになったか分かりませんが、かなり昔の話だと思うので、金額もかなり低かったかと思えます。その辺は緩和みて、2%もしくは何パーセントになるか分かりませんが、検討して下げる余地はあるかどうか、再度質問させていただきます。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 山本議員のご質問にお答えいたします。町長としてでもあります、理事長も兼ねておりますので、理事長としての考え方で。

今議員ご指摘のとおり、この2%については様々なご意見があります。今般の土地改良区の役員会において、今までの様々な皆さんのご意見を伺いながら改定を図った次第であります。これについて、課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

請戸川土地改良区事業受託規程の変更については、避難指示解除後から、関係機関を交えて3市町含めて協議を重ねてまいりました。また、昨今の物価高の影響による工事費等の増高により、改良区が所管する地元からも要望を受けたことから、今月3日に、請戸川土地改良区の理事会において請戸川土地改良区事業受託規程の一部改正が行われたと聞いております。これまでは、総事業費の2%を、工事着手後おおむね5年に分けて分割徴収することとしておりました。改正後は、年間反当たり3,500円とし、事業受託翌年度から事業完了年度まで徴収するとし、受託料の過不足が生じる場合は、追加徴収及び返金等の取扱いと伺っております。

新しい規程は、令和7年4月1日から施行されます。ただし、福島加速化交付金対象事業である当町の圃場整備に関しては、その採択年度に遡って適用されるということです。よって、全ての地域で新たな委託料で算定されます。土地改良区の試算では、事業期間が

8年から9年とし、負担金は約1.2%前後になると聞いております。受託者の負担も減り、事業の推進が図れるものと考えています。今後、地区の推進委員会などの機会に改良区から説明を行い、改良区の広報等でもお知らせを行うと伺っております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） ありがとうございます。簡単に言うと2%から下がって1.3%ぐらいになったというような解釈でよろしいという理解で次の質問に入ります。

次は、②番の質問をさせていただきます。

震災前は、多くの水路の管理は、各地区で、人足の活動で行っていたと思います。現在は、人手不足のため人足活動が減ったり行っていないところも多くなってきました。そこで、質問させていただきます。県営かんがい排水路の整備、管理、それは誰が行うか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

一般的に、県営かんがい排水路については、100ヘクタールを超える面積を有した農業関連施設を示しており、県が整備主体となります。町内では、立野用水路用、末森用水路などの幹線水路、掃部関頭首工、請戸頭首工などが該当しており、施設整備後は、請戸川土地改良区に財産譲与されたところです。そのため、維持管理は請戸川土地改良区が担っていると伺っております。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） ここで再質問させていただきます。

今のかんがい水路は、農業用水路は、どのような状況になっているか町は把握しているか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

多くの幹線水路は山間部を通して農業用水を供給することから、枯枝、土砂はもちろんですが、近年では、木が成長し水路を覆っているなどのご相談を地元区長、営農者様からいただいております。町としても、水路の管理区分に限らず迅速な現地確認を実施しているところであり、確認後は、土地改良区等に情報共有し、対応結果についても共有しております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 再質問します。

その上で、支障木等の対応は請戸川土地改良区が現時点でしてるのか、そうでなくて、まちで代わりにやっているのかどうか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えします。

農業用水路の水路敷地内であれば、支障木等の対応は請戸川土地改良区が実施するものと思われます。しかしながら、近年では、私有地の枝木などが水路を覆っているなどのご相談を受けております。水路の延長などを踏まえると、全ての区間の維持管理を請戸川土地改良区で実施するのは難しいため、関係機関と連携して維持管理の在り方について検討していきたいと考えてございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 再質問させていただきます。

先ほどの①②、農業を担っていくために大切な場所、農地、水路だと理解しています。やはり浪江町をきれいに豊かにしていくのは、農業が一番かと思っております。町の周辺はいろんな施設が来てすごくなっていても、一步離れれば、もう荒地にならないように、まちとしてもこれからこのような場所を十二分に管理してもらいたいと思いますので、そのような考えはあるか、再度お伺いします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

町内の営農環境に支障が出ないように、パトロールなどを通じて未然に危険箇所等を把握し、また、地元区長、営農者の方と関係機関、連携を図って対応してまいりたいと思います。緊急を要する状況などがございましたら、まちとしても可能な対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） じゃあ、次の質問、2番に移らせていただきます。

浪江駅周辺事業についてをお伺いします。

駅前周辺事業は、令和9年3月末の工期竣工となっております。10月21日に起工式が行われました。スタートしたと思います。工期は予定どおりかどうか、お伺いいたします。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） ご質問にお答えいたします。

浪江駅周辺整備事業につきましては、現在基盤整備と並行して建物等の設計を鋭意進めているところでございます。基盤整備に関し

ましては、入札が少し遅れましたが、予定工期に間に合わせるよう鋭意努力しているところでございます。また、各施設に関しましては、設計を進める中で、建築資材の高騰による財源確保や基礎ぐいなどの建築資材の確保、さらには働き方改革への対応に伴う施工期間の確保など、整備を進めるに当たり様々な課題が生じております。現在各種建物等の設計を進める中において、こうした課題を一つ一つ検証を行いながら、関係機関等とも連携し、対応等について協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 再質問させていただきます。

予定どおりに着工できるのかというような質問だったんですが、そこは、ちょっと触れていなかったようなんですが、予定どおりでよろしいんですね。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

町といたしましては、各調整を進め、計画どおりに進めるための検討を行っておりますが、先ほど市街地整備課長から答弁いたしましたとおり、財源の確保、建築資材の確保、施工期間の確保など、難しい課題、厳しい環境に直面していることも事実であり、工期の変更等が明確になった段階におきまして、議会の皆様をはじめ町民の皆様へしっかりと説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 次の質問に入ります。②に行かせていただきます。

駅東、駅西の地権者の同意状況についてをお伺いいたします。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） ご質問にお答えいたします。

浪江駅周辺整備事業の用地取得状況につきましては、11月末時点で、駅東側の取得済みが約93%となっており、交渉中の地権者は7名でございます。また、駅西側の取得済みが約90%となっており、交渉中の地権者が2名となっております。

なお、交渉中の地権者の方々に関しましては、事業へのご協力をいただけるよう引き続き交渉を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） ここで、先ほどの質問とダブるんですけども、駅東が93%、すると7%が今のところ購入されていないといい

う状況ですが、これが工期に影響することはないかどうか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） ご質問にお答えします。

なんとか工事着工までには用地交渉を確実に進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 次の③に移らせていただきます。

隈研吾様設計の建物は木造が多く使われていると思いますが、維持管理、メンテナンスはかなりかかるかと思っております。5年後、10年後に幾らかかるか試算をしているかとは思いますが、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） ご質問にお答えいたします。

現在建物の実施設計中であるため維持管理費の試算等ができておりませんが、隈研吾氏の設計で建築を行った自治体を視察し、事例調査を行ってまいりました。その結果、毎年維持管理費につきましては、既存の浪江町の施設と比較して特別に高額なものではありませんでした。一方で、外壁に木材を多く使用した施設は一定の修繕費が必要になっておりまして、事例ですと、7年から9年に一度、500万円程度の塗装の塗り替えや交換を行っている事例がありました。引き続き維持管理費を抑える観点から、塗料の研究や雨対策を講じるなどの方策を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 再質問させていただきます。

私が委員会で研修をさせていただいた、隈研吾様の設計のところに参りました。また、修繕が答弁にあったとおりに行われていないところもありましたが、個人的に見に行ったところでは、もう腐っていて、オリンピックで隈研吾さんが有名になったために、新しく造られたところもありました。やっぱり木造なので、新設する前にいろんな施策は考えているかと思うんですが、7年か9年に一度の500万円程度では、見積りがかなり甘いように思われます。よそは、事例がなかったからこの程度と言っているんでしょうけれども、やはり財源を、500万円ではありませんが、やっぱり補修の財源は年間積み立てておいたほうがいいと思いますが、そのような予定はあるかどうか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 質問にお答えいたします。

修繕の際の足場などの仮設費がかからないように、高いところには木造を使用しないことや、ひさしの出を多くして雨がかり部分を減らすなどの研究をしまいりましたので、他の施設よりは維持管理費を抑えられるものと考えております。また、議員おただしのとおり、積立て等の方策も財政部門と共有してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 立派な建物ができるようにお願いして、次の質問に入らせていただきます。

3番、仮設津島診療所について、お伺いします。

仮設津島診療所は、私の記憶によれば、開所から5年は無償で県から借り入れていたと思っています。今はどのようなになっているか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（西 健一君） お答えいたします。

仮設津島診療所の施設につきましては、県有財産でございまして、平成29年の開所時より令和3年度末までの使用貸借契約を締結しておりましたが、期間満了により、さらに5年間の契約を締結し、現在は令和8年度末までの契約となっております。賃借料につきましては、建物の保険料相当額のほかは無償となっております。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） ありがとうございます。今はただだということで、今仮設津島診療所はまだまだ借りれるのではないかと、やっていただきたいと思います。

そこで、②番の質問に入ります。

仮設津島診療所の患者は年々減っていますが、関根医師の顔を見たり話をすると、元気になる患者が多いと聞いています。経費もかかると思いますが、まちはいつまで仮設津島診療所を続けていけるか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

仮設津島診療所につきましては、国民健康保険やその他の健康保険に基づく診療を行いますとともに、避難地における町民の健康の保持増進に寄与すること等を目的として設置してございます。避難している町民のかかりつけ医として、また所長の関根医師のお人柄

を募って一定の需要がございますことから、現段階におきましては、運営を維持してまいりたいと考えてございます。しかし、その一方で、診療人数が年々減少傾向にあり、また、主要な財源としている県補助金につきましても、当初は開設から5年以内とされていた交付期間を延長していただいていることも事実でございます。いつまで続けていけるのかにつきましては、今後も引き続き町民の皆様の健康の保持増進と診療所の運営状況等を踏まえつつ、議会や町民の皆様のご意見等を伺いながら、適切に判断してまいります。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 次の4番目の質問に入らせていただきたいと思います。

特定帰還居住区域についてであります。避難指示解除の条件についてを初めにお伺いします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、ご質問にお答えいたします。

特定帰還居住区域につきましては、2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるように、帰還意向を把握しつつ、帰還に必要な生活エリアを設定し、除染等を進めるものとなっております。そのため、帰還意向がない方の土地につきましても、帰還意向のある方の宅地などに隣接していれば、生活エリアとして特定帰還居住区域と認定した上で除染を行い、放射線量が一定基準以下であることなどを確認し、避難指示を解除する流れとなっております。

一方で、同じ行政区内でも帰還意向がなされていないような箇所や事業用地などにつきましては、特定帰還居住区域には現在含まれていないため、残された課題とされております。まちとしましては、これまでも町内全域の避難指示解除を求めており、国も、将来的には帰還困難区域の全てを避難指示解除する方針としておりますので、特定帰還居住区域に含まれない土地につきましても、国の責任において解除に向けた方針を示すように求めているところです。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 再質問させていただきます。

今の説明によれば、同じ行政区でも、解除したところがウチ、例えですけれどもあったら、ウチ区は同じ行政区でも解除にならないようなところが出てくると思います。解除内と解除じゃないところは、今の説明ではちょっと分かりづらいとは思いますが、これは誰がこのように判断するか、お伺いします。なぜかと言うと、帰らない人のところが解除になる可能性もあるということがある答弁だったと私には聞こえました。その場合、帰らない人は解除したくな

いという方ももしかしたらいるかと思うんですが、そのようなことは想定されているかどうか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えします。

特定帰還居住区域の制度につきましては、2020年代にかけて取り組むべきものとなっております、現状では最終的な区域が設定された段階ではございませんが、帰還意向の状況によっては、同じ行政区の中でも2020年代に解除される箇所、解除されない箇所が存在します。こちらは、ご本人の方、先ほど帰還意向がない方も、帰還意向ありの方の宅地と隣接してエリアとして含まれるというご説明はご答弁を申し上げたんですが、そういった帰還意向のない方も、こちらのエリアの中に含まれていれば、こちらは一緒になって解除となるという流れになっております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 再質問で、例えば帰らないところ、解除にならないところは、土地・建物に税金がかからない。解除になったところは、もちろん税金がかかります。しかし、解除を望んでいないところが解除になれば、帰らなくてもそこは税金がかかってしまうのかどうか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えします。

現在、特定帰還居住区域を含む帰還困難区域の土地及び家屋の固定資産税については、避難指示が継続しているため、地方税法に基づき課税免除区域となっております。固定資産税につきましては、いわゆる使用の有無にはかわらず、土地・家屋等の固定資産の保有と、また、資産価値等に応じて課税される財産税となっております。そのため、帰る帰らないではなく、土地・家屋の所在地の避難指示の解除の有無が課税対象となるか否かの判断となるところでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 再質問させていただきます。

今私の質問で答弁いただいたんですが、それは、解除の説明会のときに、そのような説明はされていたのかどうか、お伺いします。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 私が、税務の担当に来てから特定復興再生拠点区域の解除のときにも担当していたわけですが、

特にそのときにはそのような説明はしておりませんでした。前回のいわゆる一番最初に避難指示が解除されたときには、そういったことが説明されたかどうかについては、私の中では記憶しておりません。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 9 番、山本幸一郎君。

○9 番（山本幸一郎君） 私が今質問した内容は一例でありますけれども、もしこういうような質問をする方もいらっしゃるのかなと想定されます。これからの説明会ときには、例えば今みたいな説明をしていただく、もしくは解除にならなくても、もし2030年代は解除にみなされるかどうかを別にして税金がかかりますよとか、そういう例えではありますが、想定されることを言っていくべきかと思われれますが、どうでしょうか。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問ありがとうございます。法の立てつけでございますので、まちの方でなかなかしっかりと説明するところがなかったのは事実でございますけれども、議員おっしゃるとおり、区域の課税免除、それからまちが直接関わっておりますその後の減免、そういったところも踏まえて、併せてこういった制度になっているということを改めて広く知らしめるような広報の仕方をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 9 番、山本幸一郎君。

○9 番（山本幸一郎君） 質問が終わりました。これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（平本佳司君） 以上で、9 番、山本幸一郎君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（平本佳司君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（午後 2 時 2 9 分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 6 年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 6 年 1 2 月 1 1 日（水曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-------------|--|
| 日程第 1 | 請願・陳情の付託 | |
| 日程第 2 | 承認第 9 号 | 専決処分の承認を求めることについて
（令和 6 年度浪江町一般会計補正予算
（第 3 号）） |
| 日程第 3 | 議案第 9 3 号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 9 4 号 | 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 9 5 号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 9 6 号 | 浪江町手数料徴収条例の一部改正 |
| 日程第 7 | 議案第 9 7 号 | 浪江町印鑑条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 9 8 号 | 工事請負契約の変更について（さけふ化施設送水設備工事） |
| 日程第 9 | 議案第 9 9 号 | 土地の処分について |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 0 0 号 | 指定管理者の指定について（浪江町交流・情報発信拠点施設） |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 0 1 号 | 令和 6 年度浪江町一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 0 2 号 | 令和 6 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 0 3 号 | 令和 6 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 0 4 号 | 令和 6 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 0 5 号 | 令和 6 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 0 6 号 | 令和 6 年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 7 | 同意第 5 号 | 教育委員会委員の任命について |

出席議員（１３名）

１番	武 藤 晴 男 君	２番	紺 野 豊 君
３番	吉 田 邦 弘 君	４番	平 本 佳 司 君
５番	小 澤 英 之 君	６番	半 谷 正 夫 君
７番	紺 野 則 夫 君	８番	佐々木 茂 君
９番	山 本 幸一郎 君	１１番	渡 邊 泰 彦 君
１２番	松 田 孝 司 君	１３番	佐々木 勇 治 君
１５番	紺 野 榮 重 君		

欠席議員（２名）

１０番	高 野 武 君	１４番	山 崎 博 文 君
-----	---------	-----	-----------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 栄 光 君	副 町 長	山 本 邦 一 君
副	町 成 井 長 祥 君	教 育 長	笠 井 淳 一 君
代 表 監 査 委 員	宮 口 勝 美 君	総 務 課 長 兼 津 島 支 所 長 兼 選挙管理委員会書記長	戸 浪 義 勝 君
企 画 財 政 課 長	吉 田 厚 志 君	住 民 課 長	柴 野 一 志 君
産 業 振 興 課 長	蒲 浦 文 崇 君	農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局局長	金 山 信 一 君
住 宅 水 道 課 長	木 村 順 一 君	建 設 課 長	宮 林 薫 君
市 街 地 整 備 課 長	今 野 裕 仁 君	健 康 保 険 課 長 兼 浪江診療所事務局長兼 仮設津島診療所事務局長	西 健 一 君
介 護 福 祉 課 長	松 本 幸 夫 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中 野 隆 幸 君
教 育 総 務 課 長	鈴 木 清 水 君	生 涯 学 習 課 長 兼 浪江町公民館館長兼 浪江町図書館館長	岡 秀 樹 君

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	次		長
	中	野	タ華子	君	今	野
書			記			雄
	岡	本	ち	り		一
			君			君

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は13人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。
-

◎請願・陳情の付託

- 議長（平本佳司君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。
今期定例会において受理した陳情2件は、会議規則第95条の規定により、タブレット端末に格納した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。
なお、所管常任委員会は、会期中に審議の上、議長宛てに報告をお願いいたします。
-

◎承認第9号から同意第5号の一括上程、説明

- 議長（平本佳司君） お諮りします。日程第2、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度浪江町一般会計補正予算（第3号））から日程第17、同意第5号 教育委員会委員の任命についてまでを一括議題といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。
よって、日程第2、承認第9号から日程第17、同意第5号までを一括議題といたします。

日程第2、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度浪江町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田栄光君） 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、令和6年度浪江町一般会計補正予算（第3号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、衆議院解散に伴い衆議院議員総選挙費として選挙に要する経費を計上したものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,991万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を333億6,576万3,000円とするものであります。

歳入は選挙費に対する県委託金、歳出は選挙実施に必要な事務経費等となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第3、議案第93号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第93号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に伴い所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案資料によりご説明いたします。

議案資料13ページをご覧ください。

主な改正の内容であります。

第1条としまして8条の改正、こちらは給与勧告に伴い給料月額を引き上げるため改正するもので、12ページの議案書の表のようになります。

続いて、9条の改正です。特定任期付職員の期末手当について、令和6年12月期の期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の167.5に改正するものです。

続いて、第2条、こちらは9条の改正で、特定任期付職員の期末手当について令和7年度以降の支給割合を100分の167.5から100分の165に改正するものです。

3の施行期日ですが、この条例中、第1項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第8条の表の規定は令和6年4月1日から、9条第2項の規定は令和6年12月1日から適用する。

2番で、この条例第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び期末手当は、第1条改正後、条例の規定による給与及び期末手当の内払

いとみなすとしします。

以降は、新旧対照表ですので、後ほどご確認をお願いします。

○議長（平本佳司君） 日程第4、議案第94号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第94号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に伴い所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 第94号を資料によりご説明いたします。

議案書18ページをご覧ください。

主な改正内容です。

第1条としまして、第2条の改正、期末手当の算定基礎額に乗ずる割合について、令和6年12月期の期末手当の支給割合を100分の157.5から100分162.5に改正するもの。

続いて、第2条、こちらも第2条の改正で、期末手当の算定基礎額に乗ずる割合について、令和7年度以降の支給割合を100分の160に改正するものです。

3番、施行期日につきましては、1、この条例中、第1条の規定は交付の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の町長等の諸給与支給に関する条例第2条、後段の規定は令和6年12月1日から適用する。

2番、この条例第1条の規定による改正前の町長等の諸給与支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後、条例の規定による期末手当の内払いとみなすとしします。

以降の資料は、新旧対照表ですので、後ほどご確認をお願いします。

ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第5、議案第95号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第95号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に伴い所要の改正を行うも

のであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 議案第95号資料によりご説明をいたします。

議案資料33ページをご覧ください。

主な改正内容です。

第1条として、第9条の改正、こちらは初任給の調整手当の改正です。新たに採用された職員のうち、医療職給料表の適用を受ける職員に支給する初任給調整手当の上限額を月額41万5,600円から月額41万6,600円に改正するものです。医療職給料表の適用を受ける職員につきましては、町職員として医師を採用する場合、該当になります。

続きまして、第20条の改正、こちらは期末手当でございます。職員に係る令和6年度12月期の期末手当の支給割合を100分の122.5から100分の127.5に、定年前再任用短時間勤務職員に係る令和6年12月期の期末手当の支給割合を100分の65から100分の70に改正するもの。

続いて、21条の改正、こちらは勤勉手当でございます。職員に係る令和6年度12月期の勤勉手当の支給割合を100分の100から100分の110に、定年前再任用短時間再任用職員に係る令和6年12月期の勤勉手当の支給割合を100分の52.5から100分の62.5に改正するものです。

別表第1及び別表第1の2の改正、こちらは給料表でございます。給料表のうち初任給を中心に若年層に重点を置き、給料月額を引き上げるため改正するものです。

続いて、第2条、こちらは第20条の改正、期末手当です。職員に係る令和7年度6月期以降の期末手当の支給割合を100分の125に改正するものです。

次のページをご覧ください。

定年前再任用短時間勤務職員に係る令和7年度6月期以降の期末手当の支給割合を100分の67.5に改正するもの。

続いて、第21条の改正、こちらは勤勉手当です。職員に係る令和7年度6月期以降の勤勉手当の支給割合を100分の105に改正するもの。定年前再任用短時間勤務職員に係る令和7年度6月期以降の勤勉手当の支給割合を100分の57.5に改正するものです。

施行期日です。

第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は令和6年4月1日から適用する。

第2条、第1条改正後、給与事例を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後、給与条例の規定による給与の内払いとみなすとしてします。

以降の資料は新旧対照表ですので、後ほどご確認をお願いします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第6、議案第96号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第96号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、コンビニ交付サービスによる各種行政証明書の発行開始及び土地・建物・諸税等の手数料見直し等のため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、議案第96号資料により説明いたします。

61ページをお開きください。

2の主な改正内容でございます。

初めに、第5条第2項及び第3項でございます。コンビニで各種行政証明書を交付するために利用できる端末でございます。多機能端末を利用する申請または請求につきましては、第5条第2項に定める手数料を徴収しないものの範囲から除外するものとしたものでございます。

次に、別表第2条関係の25でございますが、こちらは住民票及び戸籍附票の写しの交付手数料について規定したものでございますが、コンビニ交付サービスによる場合については、同一種類の証明書が複数枚にわたっても1通として取り扱い、1通200円とするものとしたものでございます。

次に、別表第2条関係の27から28でございますが、土地及び建物並びに諸税及び公課に関する証明手数料について、土地・建物、税目が増えるごとに加算する種別加算としていたものを、枚数加算に切り替える改正を行うものでございます。

続きまして、別表第2条関係の28-6でございますが、近年、自

治体全域の地籍図を請求する動きが全国的にあることから、これに対応すべく行政上のデジタル化や活用の推進に対応するため、データ交付の手数料を定めるものとしたものでございます。

3の施行期日でございますが、コンビニ交付サービスに関わる規定は令和7年3月1日から、その他の規定は同年4月1日から施行するものとしたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第7、議案第97号 浪江町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第97号 浪江町印鑑条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、コンビニ交付サービスによる印鑑登録証明書の発行開始に伴い、浪江町印鑑条例の一部を改正するものであります。

詳細については、住民課長より説明させます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、議案第97号資料によりご説明いたします。

73ページをお開きください。

2の主な改正内容でございます。

第12条第2項は、マイナンバーカードまたはスマートフォン等の移動端末機に搭載された4桁の暗証番号でございます利用者証明用電子証明書を用いてコンビニで各種行政証明書の交付のために利用できる多機能端末で印鑑登録証明書の交付申請を可能にすることを定めたものでございます。

次に、第13条第2項につきましては、今ほど説明申し上げました第12条第2項につきましては、交付申請について定めたものでございまして、第13条第2項につきましては、同じ内容の交付を可能とするものを定めたものでございます。

3の施行期日でございますが、公布の日から施行するものとしたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第8、議案第98号 工事請負契約の変更にについて（さけふ化施設送水設備工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○議長（平本佳司君） 議案第98号 工事請負契約の変更についてご説明をいたします。

本案は、さけふ化施設送水設備工事について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は2億4,750万円ですが、4,007万4,100円を減額し、2億742万5,900円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案集によりご説明いたします。

議案集75ページをお開きください。

1、契約の目的、さけふ化施設送水設備工事。2、施行箇所、浪江町大字小野田字小野田並びに大字井手字下川原地内。3、契約の方法、指名競争入札。4、契約金額。変更前、2億4,750万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,250万円。変更後、2億742万5,900円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,885万6,900円。5、契約の相手方。福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬原197番地。株式会社小黒設備工業。代表取締役、小黒陽子。6、工期。令和6年6月12日から令和7年3月25日でございます。次のページ、76ページ、議案資料1をご覧ください。

理由書でございます。

変更内容といたしましては、井手ふ化場内に設置する送水管について、当初場内の中央に埋設や露出で管を整備する予定でありましたが、工事発注後に既存施設の解体が決定し、撤去工事に支障となることが分かったため、町道埋設に変更するものです。

4号井戸、埋設ポリエチレン管633.3メートルから712.5メートル、露出ステンレス鋼管12メートルからゼロメートル。5号井戸、埋設ポリエチレン管629.7メートルから714メートル、露出ステンレス鋼管67.0メートルからゼロメートルに変更するものです。

次のページ、77ページ、議案資料2をお開きください。

井手ふ化場の平面図となります。青い文字と緑の文字が当初設計の配管でございます。赤い文字が変更後の配管を示しております。それぞれの延長は、表のとおりとなります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（平本佳司君） 日程第9、議案第99号 土地の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第99号 土地の処分についてご説明をいたします。

本案は、福島県が施行する防災林造成事業に伴い、事業用地となる普通財産を処分するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、78ページ、議案書によりご説明を申し上げます。

1、処分の目的、防災林造成事業用地。2、処分する土地、こちらは79ページの別紙、防災林造成事業用地処分明細書をご覧ください。番号1で、土地の所在は浪江町大字棚塩字砂田75番1、登記地目が雑種地、面積が3万1,590.68平米でございます。

議案書にお戻りください。

3、処分予定価格、1億1,688万5,516円。4、処分の方法は随意契約。5、処分の相手方は福島県南相馬市原町区錦町1丁目30番地、福島県相双農林事務所長、本多巖です。

80ページの資料1をご覧ください。こちらは土地の位置図でございます。

続いて、80ページの資料2、土地の平面図をご覧ください。こちらは用地の平面図となっております。

売却の用地につきましては、震災以前は健康科学プラザ構想予定地でありまして、震災後は、令和6年10月まで環境省の減容化施設の焼却灰の保管施設用地として使用されておりました。

売却の単価につきましては、1平米当たり3,700円で、平成30年9月12日付で相双建設事務所と浪江町で締結しました当該地の上番、上にある75番地の土地売買契約における単価を事例として採用しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第10、議案第100号 指定管理者の指定について（浪江町交流・情報発信拠点施設）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第100号 指定管理者の指定について（浪江町交流・情報発信拠点施設）の説明をいたします。

本案は、浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき選定した候補者を、浪江町交流・情報発信拠点

施設の指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） それでは、議案第100号 指定管理者の指定について（浪江町交流・情報発信拠点施設）についてご説明いたします。

議案集82ページをご覧ください。

議案書中段をご覧ください。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び土地。名称、浪江町交流・情報発信拠点施設。位置、浪江町大字幾世橋字知命寺60番地。

2、指定管理者となる団体等の名称、代表者及び住所。団体等の名称、一般社団法人まちづくりなみえ、代表者、代表理事、清水中、住所、浪江町大字幾世橋字大添52番地。3、指定期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

続きまして、次ページ、議案第100号資料をご覧ください。

指定管理者に管理を行わせる目的についてご説明いたします。

浪江町交流・情報発信拠点施設は、道路利用者及び住民に良好な休憩と交流の場を提供するとともに、町の農産物及び地場産品等産業の振興、震災の記憶や町の復興状況等様々な情報発信の拠点として令和3年3月に開所し、現事業者を指定管理者として運営をしてきましたが、令和7年3月末で指定期間が満了することから、当該施設の設置目的を達成するため、引き続き指定管理制度を活用し、民間事業者の知識及びノウハウを生かして柔軟なサービスの提供及び効果的・効率的な管理運営を推進するため、候補者を選定したところでございます。

続いて、指定管理者の選定方法についてご説明いたします。

浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者の公募を行い、審査会の審査を経て、一般社団法人まちづくりなみえに決定したところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第11、議案第101号 令和6年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第101号 令和6年度浪江町一般会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 4,457 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 336 億 1,033 万 3,000 円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明をいたします。

議案集の 91 ページをお開きください。

まず、歳入の主なものからご説明をいたします。

款 10 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税 1 億 6,094 万 5,000 円の増につきましては、福島再生加速化交付金事業に係ります補助裏分として駅前で建設を予定している公営住宅の整備事業、さけふ化施設及びさけ採捕施設整備事業、室原産業団地整備事業などの財源となる震災復興特別交付税の増によるものでございます。

続きまして、款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金 4 億 6,015 万 1,000 円の増につきましては、主に駅前の公営住宅整備事業、室原産業団地整備事業などの財源として福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）、こちらと 1 つ飛ばしまして一番下の段の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらは低所得世帯の臨時給付金事業、低額減税補足給付金事業などの財源となります物価高騰の対応重点支援地方創生臨時交付金が増加になっているものでございます。

92 ページをご覧ください。

款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 4 農林水産業費県補助金 1,650 万円の増につきましては、実施範囲を拡大したことに伴います福島森林再生事業補助金が増額になっているものでございます。

93 ページをご覧ください。

款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金 7,609 万 8,000 円の増につきましては、財源調整による増となっております。

次に、目 2 の浪江町復旧復興基金繰入金 1 億 8,552 万 1,000 円の減及びその下、目 7 浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金 2 億 8,777 万 9,000 円の減につきましては、主に駅前の一団地整備事業の進捗状況に伴います基金繰入金の減となっております。

94 ページをご覧ください。

94 ページからは歳出となります。

まず、議会費用をはじめとしまして各科目におきまして、報酬、給料、職員手当、共済費の補正がございしますが、これらにつきましては、主に人事異動によります所管替え、また福島県人事委員会勧

告によります給与等の改正、会計年度任用職員の任用数の変動に伴う補正でございます。

それぞれについて総額で申し上げます。

報酬は86万円の増、給料は5,082万1,000円の増、手当は1,686万7,000円の増、共済費は1,434万5,000円の増とそれぞれなっております。このほかパートタイム、会計年度任用職員の任用数の変動によりまして、費用弁償が51万円の増となっております。

それでは、人件費以外の歳出の主なものについてご説明をさせていただきます。

95ページをご覧ください。

款2 総務費、項1 総務費管理費、目5 財産管理費 1億7,571万9,000円の増につきましては、こちらは主に節24積立金で、公営住宅に係ります家賃低減事業の財源としまして、公共用施設維持基金積立金を増額するものでございます。

次に、目6 企画費 5億341万5,000円の増につきましては、節22償還金利子及び割引料で、こちらが基金に積み立てながら事業を行ってございました乾燥調製貯蔵施設が完成しまして、精算手続が完了したことに伴い金額が確定しましたので、福島再生加速化交付金を返還するものでございます。

そちらとその下、節24積立金で室原産業団地整備事業の財源としまして福島再生加速化交付金を浪江町帰還・移住等環境整備交付金へ積立てをするものに伴います予算の増でございます。

100ページまでお進みください。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目5 認定こども園費4,597万6,000円の増につきましては、こちらは主に節16の公有財産購入費で、こども園の増築に係ります土地の購入費となっております。

102ページをご覧ください。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 環境衛生費1,437万円の減につきましては、その次のページ、103ページをお開きください。

103ページの節10需用費で、除草剤の配布事業の実績見込みによります消耗品の減額となっております。

104ページをご覧ください。

款4 衛生費、項2 清掃費、目1 清掃総務費6,234万5,000円の増につきましては、節18負担金補助及び交付金で南部衛生センター焼却施設整備事業に係ります双葉地方広域市町村圏組合負担金の増でございます。

その下、項3 上水道費、目1 上水道費2,393万7,000円の減につきましては、節18負担金補助及び交付金で、大堀配水場解体につきま

して、環境省解体作業分がございますので、その分で町の予算のほうを減額しているものでございます。

その下、項 4 環境保全費、目 1 ゼロカーボン推進費 3,630 万円の増につきましては、節 12 委託料で実証事業の終了に伴います設備撤去としまして水素民生・産業利用サプライチェーン構築及び需給調整実証事業委託料の減となっております。

106 ページをご覧ください。

款 6 農林水産業費、項 3 林業費、目 1 林業振興費 1,650 万円の増につきましては、節 12 委託料で、今年度発注しました福島森林再生事業立野・谷津田・高瀬地区につきまして、実施範囲を拡大をしたことに伴います委託料の増額となっております。

107 ページをご覧ください。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 6 企業誘致促進費 2 億 2,637 万円の増につきましては、室原産業団地整備に係ります委託料及び公有財産購入費などが計上されております。

109 ページをご覧ください。

款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 5 まちづくり整備事業費 8 億 8,650 万円の減につきましては、節 12 の委託料で一団地整備事業委託料の減でございます。こちらは一団地の整備事業の事業進捗に伴いまして委託料を減額しているものでございます。

88 ページにお戻りください。

88 ページは、第 2 表、継続補正の変更でございます。

款 8 土木費、項 4 都市計画費、事業名、浪江駅周辺地区一団地整備事業につきましては、事業区域のうち浪江駅東西の駅前広場につきましては、自由通路整備と関係がございます、J R 東日本水戸支社と協議をする必要があるため、当初の委託契約の範囲から除外しておりました。このたび駅前の広場整備に関する J R との協議が完了したため、浪江駅東西の駅前広場等を委託業務に追加するため、継続費の総額を 4 億 5,100 万円増加するもの、また、工事前払い金が確定したことに伴いまして令和 6 年度から令和 8 年度までの年割額を変更するものでございます。

続きまして、第 3 表、繰越明許費補正の追加でございます。

款 6 農林水産業費、項 2 農業土木費、事業名、春卯野ため池環境保全整備事業（再対策）につきましては、県の指導に基づきましてより確実に放射性物質の除去をするため、当初設計深度の一部を最深部の設計深度に変更したことに伴いまして、令和 7 年 3 月までの工期完了が困難となったことから、繰越明許費の設定を行うものでございます。

その次、款 7 商工費、項 1 商工費、事業名、室原産業団地整備事業につきましましては、新たな産業団地の整備等なり、早期に整備をすることによりまして、確実な企業誘致につなげるために繰越明許費を設定して、今年度から事業着手をするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第12、議案第102号 令和 6 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第102号 令和 6 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ710万円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億2,241万3,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、議案集121ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金710万円の増につきましましては、歳出の事務費増に伴います一般会計からの事務費等繰入金でございます。

次に、122ページをお開きください。

歳出となります。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費729万8,000円の増につきましましては、主に今年度の人事異動及び福島県人事委員会の勧告に基づきます人件費の補正でございます。

次に、123ページをお開きください。

款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金688万6,000円の増につきましましては、昨年度分の国・県補助金の実績額確定によります返還金でございます。

最後に、款 8 予備費708万4,000円の減につきましましては、財源調整によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第13、議案第103号 令和 6 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特会補正予算（第 2 号）を議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第103号 令和6年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特会補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ518万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億8,799万2,000円とするものがあります。

詳細については、浪江診療所事務長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（西 健一君） 議案集の129ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款3県支出金、項1県補助金、目1仮設津島診療所県補助金231万4,000円の減並びに目2浪江診療所県補助金224万4,000円の減につきましては、歳出の両診療所管理費の減に伴います福島県地域医療復興事業補助金の減でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目3仮設津島診療所繰入金124万6,000円の減につきましては、歳出の仮設津島診療所管理費の減による一般会計繰入金の減でございます。

目4浪江診療所繰入金61万5,000円の増につきましては、歳出の浪江診療所管理費の人件費の増に伴います一般会計繰入金の増でございます。

次に、130ページをお開きください。

ここからは歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、目1仮設津島診療所管理費356万円の減につきましては、福島県人事委員会の勧告及び今年度の人員配置状況に基づきます人件費の補正でございます。

目2浪江診療所管理費162万9,000円の減につきましては、主に今年度機器の更新を行いました医用画像診断システム賃借料等の実績見込みによる減でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第14、議案第104号 令和6年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第104号 令和6年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ308万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億2,198万1,000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 議案集の136ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金308万8,000円の増は、一般会計からの繰入金の増でございます。

137ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費208万円の増は、人事異動及び福島県人事委員会の勧告に基づく人件費の補正でございます。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会100万8,000円の増は、前年度の双葉地方介護認定審査会負担金の精算分でございます。

138ページをお開きください。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目2地域密着型介護サービス給付費7万円の減、目7特例居宅介護サービス給付費7万円の増は、介護サービス給付状況によるものでございます。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目2地域密着型介護予防サービス給付費4万円の減、目6特例居宅介護予防サービス給付4万円の増は、介護予防サービス給付状況によるものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第15、議案第105号 令和6年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第105号 令和6年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

本案は、水道事業収益的収入2,393万7,000円を減額し、収益的支出185万円を増額するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 補正予算説明書によりご説明いたします。

議案集143ページをご覧ください。

上段、収益的収入です。

款1水道事業収益、項2営業外収益、目2補助金2,393万7,000円の減につきましては、大堀配水池解体について本体を環境省が解体することとなったため、一般会計からの県補助金、避難地域復興拠点推進交付金3,451万2,000円の減と、高料金対策に要する経費としての普通交付税措置額1,057万5,000円の増によるものであります。

下段の収益的支出につきましては、人事異動及び福島県人事委員会の給与勧告によるものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） ここで企画財政課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 先ほどの議案第101号 令和6年度浪江町一般会計補正予算（第4号）のご説明の中で、私の発言に誤りがございましたので、訂正をお願いするものでございます。

議案集の104ページをお開きいただければと思います。

104ページの一番下、款4衛生費、項4環境保全費、目1ゼロカーボン推進費のご説明のところで、本来3,630万円の増と申し上げるべきところ、3,630万円の減と発言しておりました。

おわびを申し上げるとともに、発言の訂正をお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第16、議案第106号 令和6年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第106号 令和6年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

本案は、公共下水道事業、収益的支出287万5,000円を増額し、資本的支出38万9,000円を増額するものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） まず初めに、一般会計と同様に人事異動及び福島県人事委員会の給与勧告に基づく補正を行っております。

それ以外の主な補正についてご説明いたします。

149ページをご覧ください。

収益的支出になります。

款 1 下水道事業費用、項 1 営業費用、目 2 処理場費100万円の増につきましては、廃止した高瀬浄化センターの清掃委託業務において当初予定していました処理槽に加えて悪臭対策のため処理室全体の清掃としたことによるものであります。

150ページをご覧ください。

資本的支出です。

款 1 資本的支出、項 2 企業債償還金、目 1 建設改良費等企業債元金償還金39万9,000円の増につきましては、令和 5 年度県工事の一部延期に伴いまして、町工事を減額したことによる企業債の超過分につきまして、繰上償還等を行うものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第17、同意第 5 号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 同意第 5 号 教育委員会委員の任命についてご説明をいたします。

本案は、浪江町教育委員会委員の門馬和枝氏が令和 6 年12月31日で任期満了となることから、後任の委員として同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回同意を求める門馬和枝氏は、現職の浪江町教育委員会委員であり、教育行政の識見を有し、人格が高潔で教育委員として適任であり、引き続き本町の教育振興にご尽力をいただきたいと考えておりますので、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（平本佳司君） お諮りします。質疑については17日に行うことにし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

17日は午前 9 時から本会議を開きますので、ご参集お願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（平本佳司君） 本日はこれで延会します。

（午前 9 時 5 4 分）

令和 6 年 1 2 月 1 2 日（木曜日）	常任委員会
令和 6 年 1 2 月 1 3 日（金曜日）	常任委員会
令和 6 年 1 2 月 1 4 日（土曜日）	休 日
令和 6 年 1 2 月 1 5 日（日曜日）	休 日
令和 6 年 1 2 月 1 6 日（月曜日）	休 会

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和 6 年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 6 年 1 2 月 1 7 日（火曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-------------|--|
| 日程第 1 | 承認第 9 号 | 専決処分の承認を求めることについて
（令和 6 年度浪江町一般会計補正予算
（第 3 号）） |
| 日程第 2 | 議案第 9 3 号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 9 4 号 | 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 9 5 号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 9 6 号 | 浪江町手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 9 7 号 | 浪江町印鑑条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 9 8 号 | 工事請負契約の変更について（さけふ化施設送水設備工事） |
| 日程第 8 | 議案第 9 9 号 | 土地の処分について |
| 日程第 9 | 議案第 1 0 0 号 | 指定管理者の指定について（浪江町交流・情報発信拠点施設） |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 0 1 号 | 令和 6 年度浪江町一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 0 2 号 | 令和 6 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 0 3 号 | 令和 6 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 0 4 号 | 令和 6 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 0 5 号 | 令和 6 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 0 6 号 | 令和 6 年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 6 | 同意第 5 号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 1 7 | 発委第 1 号 | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について |

日程第 18 委員会の閉会中の継続調査又は調査の申し出について

出席議員（１３名）

１番 武 藤 晴 男 君
 ３番 吉 田 邦 弘 君
 ５番 小 澤 英 之 君
 ７番 紺 野 則 夫 君
 ９番 山 本 幸一郎 君
 １２番 松 田 孝 司 君
 １５番 紺 野 榮 重 君

２番 紺 野 豊 君
 ４番 平 本 佳 司 君
 ６番 半 谷 正 夫 君
 ８番 佐々木 茂 君
 １１番 渡 邊 泰 彦 君
 １３番 佐々木 勇 治 君

欠席議員（２名）

１０番 高 野 武 君

１４番 山 崎 博 文 君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 吉 田 長 栄 光 君

副 町 山 本 長 邦 一 君

副 町 成 井 長 祥 君

教 育 笠 井 長 淳 一 君

代 表 監 査 委 員 宮 口 勝 美 君

総 務 課 長 兼 津 島 支 所 長 兼 選挙管理委員会書記長 戸 浪 義 勝 君

企 画 財 政 課 長 吉 田 厚 志 君

住 民 課 長 柴 野 一 志 君

産 業 振 興 課 長 蒲 原 文 崇 君

農 林 水 産 課 長 兼 農業委員会事務局局長 金 山 信 一 君

住 宅 水 道 課 長 木 村 順 一 君

建 設 課 長 宮 林 薫 君

市 街 地 整 備 課 長 今 野 裕 仁 君

健 康 保 険 課 長 兼 浪江診療所事務局長兼 仮設津島診療所事務局長 西 健 一 君

介 護 福 祉 課 長 松 本 幸 夫 君

会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 中 野 隆 幸 君

教 育 総 務 課 長 鈴 木 清 水 君

生 涯 学 習 課 長 兼 浪江町公民館館長兼 浪江町図書館長 岡 秀 樹 君

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	次		長
		中	野	夕華子	君	今
書				記		野
		岡	本	ち	り	雄
				君		一
						君

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） ただいまの出席議員数は13人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。
-

◎承認第9号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第1、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度浪江町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度浪江町一般会計補正予算（第3号））を採決します。
採決は起立により行います。
本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、承認第9号は承認することに決定いたしました。
-

◎議案第93号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第2、議案第93号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第93号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第3、議案第94号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第94号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第4、議案第95号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第95号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第5、議案第96号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第96号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第6、議案第97号 浪江町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第97号 浪江町印鑑条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

◎議案第98号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第7、議案第98号 工事請負契約の変更に
ついて（さけふ化施設送水設備工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） ページ76ページの理由書の中身について若干お尋ねしたいと思います。

この変更の内容で、工事発注後に本施設の解体が決定したという説明書きになっておりますが、どのような理由、経緯でなったのか、お尋ねしたいと思います。

それから、2点目で、その解体に伴う費用負担についての説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

今回の工事の対象であります井手ふ化場内でございますが、泉田川漁業協同組合においては、将来的に活用するというお話で進んでございました。それがありましたので、それに基づく設計をしていたところでございます。

しかしながら、今年度発注後、改めて議論をされたということで、10月に環境省による解体を決定するということになりましたので、その工事に支障が出るということで、配管ルートの変更をして、今回の議案に至ったということでございます。

よって、解体経費に関しましては環境省解体ということになっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。ほかに。

[発言する者なし]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第98号 工事請負契約の変更について（さけふ化施設送水設備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

◎議案第99号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第8、議案第99号 土地の処分についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第99号 土地の処分についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

◎議案第100号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第9、議案第100号 指定管理者の指定について（浪江町交流・情報発信拠点施設）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 何点かお尋ねいたします。

まず、1点目が審査会のメンバーといいますか、規則では委員会というふうな名称になっているかと思うんですが、規則の5条、6条関係で委員会の設置についてと、それから組織について記載があります。委員長が副町長だよ、委員に総務課長と企画財政課長、そのほかに学識経験者等々の記載があるんですが、今回のメンバーはどういった方なのか。また、選定に当たってもどういった形で選定されたのか、その点を1つお伺いします。

それから、2点目が選定方法、5項目規定されておりますけれども、基準において点数化されてやったのか。点数化されてであれば何点で、例えば100点満点中何点だったか、そういった具体的な部分のお示しをお願いいたします。

それから3点目、浪江町のホームページの12月12日付でしょうか、候補者が決定しますと、こういうふうにホームページに掲載がありました。確かに候補者が決まったというふうなことはあるんですが、一般の方が見たらもう既に決まっちゃったんじゃないか、こういう見方も取られるんで、このタイミングで掲載した理由についてお尋ねしたいと思います。

以上、3点です。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） まず、審査委員会のメンバーについてのご質問についてお答えいたします。

メンバーについては、全員で8名でございました。規定されている副町長、総務課長、企画財政課長のほか、所管する産業振興課長、私、それから農産品とか、そういった直売関係もありますので、農林水産課長にも入っていただいたところでございます。そのほか国土交通省東北地方整備局の方からお一人、それから県のほうから相双建設事務所からお一人、また商工会の事務局長にもお入りいただいて、計8名ということで審査を行ったところでございます。

審査につきましては、これら8名の方々にそれぞれ審査いただいて、平均を取ってそれが何点だったのかというところで審査をさせていただいたところでございまして、合計で200点満点になるところ、委員の平均が141.5点になってございます。大体7割ぐらいの得点というところになったところでございます。

それから3点目、ホームページの記載でございます。こちらについては、プロポーザルの結果について公表するということにさせていただいたものですから、プロポーザルの結果でまずはこういうことに決まりましたということをおホームページで公表させていただく

という流れでございましたので、公表させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 再質問させていただきます。

200点で141.5というふうな数字だというふうなことなんですが、これは何点以上だったらオーケーだという数字があったのか。

それと、ホームページ関係なんです、詳細なる書類といいますか、そういった中身だよというなのも併せて掲載はされていましたが、タイミングが私は非常に、要するに議員に対してもプレッシャーをかけているのかなと、これでひっくり返したらどうなんだというふうなもの出るんで、ちょっとそのタイミングも考えていただければ助かるというふうなところで確認させていただきます。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 何点以上が審査会を通るかという部分でいいますと、6割以上ということにさせていただいております。各項目5段階で点数というか、評価はしているところなんで、中央、平均を取れば、真ん中を取れば6割ということになるんですけれども、これ以上は取れていれば評価するという形でございまして、6割以上ということにさせていただいております。

また、ホームページの掲載時期ですけれども、大変失礼いたしました。うちのほうとしては、あくまでもプロポーザルの結果として公表させていただいたところではございますけれども、そういったところもちょっと配慮させていただければと思っておりました。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） すみません、今の発言も少々訂正させていただきたいと思います。あくまでも候補者というか、指定管理者が決定したという広報の仕方じゃなくて、プロポーザルの結果として公表させていただいたというところでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第100号 指定管理者の指定について（浪江町交流・情報発信拠点施設）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎議案第101号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第10、議案第101号 令和6年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、佐々木勇治君。

○13番（佐々木勇治君） 103ページの上から2番目の節10の需用費の消耗品で1,600万マイナス、上程で除草剤散布と説明がありました。もうちょっと詳細な説明をお願いします。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ページ103ページの10需用費の消耗品1,600万円減の補正ということで、詳細についてということでございますけれども、当初予算計上して今年度も除草剤配布の事業を実施しておりました。12月を終了として予定しておりまして、その実績見込みによる減ということでございまして、もっと詳細にお話しさせていただきますと、1,600万のうち800万ほどは既に請け差が出ておりまして、その請け差の分、それから減した減分といたしましては月々の平均の個数などを取っておりまして、その2倍近い数を12月分として確保しておきつつ、見込んだ実績見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。ほかに。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 何点か質問させていただきます。

まず、107ページ、款7商工費、目6企業誘致促進費、節12委託料及び節16公有財産購入費、この2つの節に関する具体的にどの事業を指しているのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、109ページ、款8土木費、目2住宅整備費の節11の役務費で、説明の欄に手数料というふうな名称で書いてあるんですけ

れども、この手数料は要するに具体的には何なのかという点で説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 予算資料107ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 6 企業促進費の12の委託料、16の公有財産購入費でございます。こちらについては現在計画しております室原産業団地の整備に係る費用となっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 予算資料109ページ、款 8 土木費、項 5 住宅費、目 2 住宅整備費で節11の役務費の手数料318万4,000円についてお答えいたします。

こちらにつきましては、権現堂地区公営住宅の建築確認申請等の手数料になります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 5 番、小澤英之君。

○5 番（小澤英之君） 建築確認という今説明ありましたでしょうか。

そうしますと、新たに住宅を建設するという考えなんですか。確認です。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 今計画しております駅前の再生賃貸住宅でございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第101号 令和 6 年度浪江町一般会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

◎議案第102号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第11、議案第102号 令和6年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第102号 令和6年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

◎議案第103号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第12、議案第103号 令和6年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第103号 令和6年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第104号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第13、議案第104号 令和6年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第104号 令和6年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第105号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第14、議案第105号 令和6年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔発言する者なし〕
- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第105号 令和6年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕

- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。
よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第106号の質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第15、議案第106号 令和6年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第106号 令和6年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

◎同意第5号の質疑、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第16、同意第5号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより同意第5号 教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（平本佳司君） 日程第17、発委第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

- 議長（平本佳司君） 提出者の議会運営委員会副委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会副委員長、佐々木勇治君、登壇お願いいたします。
佐々木勇治君。

〔議会運営副委員長 佐々木勇治君登壇〕

- 議会運営副委員長（佐々木勇治君） それでは、提案理由についてご説明いたします。

町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正に伴い、町長等の期末手当の算定基準額に乗ずる割合を改定することに準じて、議会議員の期末手当の算定基準額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものです。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

- 議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発委第1号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

- 議長（平本佳司君） 日程第18、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会副委員長並びに議会報編集特別委員会委員長から、タブレット端末の格納した申出のとおり、閉会中の継続審査または調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の審査または調査することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（平本佳司君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（吉田栄光君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る12月10日の本定例会開会以来、慎重かつ熱心にご審議を賜り、ご提案を申し上げまして全ての議案についてご承認をいただきましたこと厚く御礼を申し上げます。

全ての議案が重要であります。中でも、議案第96号 浪江町手数料徴収条例の一部改正と議案第97号 浪江町印鑑条例の一部改正につきましては、各種証明書のコンビニ交付に向けた改正議案でありまして、デジタルトランスフォーメーションの一環としての業務効率化はもとより、町外へ避難をしている多くの町民の皆様に対し、利便性向上を図るものでございます。このたびの改正を踏まえ、なお一層住民の皆様のご生活環境向上に努めてまいります次第であります。

また、一般質問におきまして、今後のまちづくりにおける重要課題について、提案を含めご質問をいただきました。特定帰還居住区域を含む帰還困難区域に関する事、町内のコミュニティや生活環境、教育や防災に関する事、住民の皆様のご健康や医療体制に関する事、農業や産業に関する事、浪江駅周辺整備事業やF-R-E-Iに関する事、中でも政府の行政事業レビューに対する町民の皆様のご不安を代弁するご質問には、私自身の思いを含め答弁をさせていただいたところであります。

議会の皆様はもとより、福島県をはじめとした多くの関係機関の皆様とともに、引き続き当町の困難な状況や復興に必要な施策を国に訴えてまいります所存であります。

いずれにいたしましても、いただいたご質問は全て重要なものであり、町として真摯に受け止め、今後の町政執行に生かしてまいりたいと考えております。

結びになりますが、師走を迎え、寒さも厳しくなっております。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、新年を迎えられますことご祈念を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（平本佳司君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年浪江町議会12月定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

（午前 9時37分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 平 本 佳 司

署 名 議 員 紺 野 榮 重

署 名 議 員 武 藤 晴 男

署 名 議 員 紺 野 豊